

厚生常任委員会資料

令和5年6月21日

福祉保健部

目次

1. 予算議案 3-35 ページ
福祉保健部総括、各課個別

2. 特別議案 36-38 ページ
 - 議案第3号 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例
 - 議案第7号 宮崎県認定こども園の認定基準に関する条例の一部を改正する条例
 - 議案第8号 宮崎県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

3. 報告事項 39-41 ページ
 - 報告第1号関係 専決処分の承認を求めることについて
令和4年度宮崎県繰越明許費繰越計算書について

4. その他報告事項 42-100 ページ
 - 令和5年度福祉保健部における計画の改定等について
 - 次期指定管理候補者の選定について
 - 令和4年の自殺者数等の状況について
 - コロナ禍における子どもの貧困緊急実態調査結果について

1 予算議案

令和5年度6月補正予算案について（総括）
 議案第1号 令和5年度宮崎県一般会計補正予算（第2号）

○ 福祉保健部・課別予算額

(単位：千円)

課	令和5年度			令和4年度	
	補正額	補正前の額	補正後の額	当初予算額	最終予算額
福祉保健部	2,346,488	264,666,724	267,013,212	258,676,011	280,727,543
一般会計	2,346,488	150,864,920	153,211,408	141,917,943	159,673,024
福祉保健課	9,668	13,128,253	13,137,921	16,934,268	13,246,242
指導監査・援護課	0	174,067	174,067	167,053	157,533
医療政策課	752,877	4,430,936	5,183,813	4,575,567	4,642,891
薬務対策課	48,803	1,484,018	1,532,821	2,143,274	2,165,707
国民健康保険課	0	29,815,221	29,815,221	30,208,867	28,570,224
長寿介護課	667,303	25,357,095	26,024,398	22,544,100	23,622,406
障がい福祉課	202,254	17,656,047	17,858,301	16,877,729	17,048,936
衛生管理課	165,549	1,787,878	1,953,427	1,664,877	2,079,961
健康増進課	208,089	4,181,439	4,389,528	3,688,899	3,948,140
感染症対策課	24,090	27,856,822	27,880,912	18,927,748	39,868,679
こども政策課	256,490	18,245,806	18,502,296	18,238,352	18,218,976
こども家庭課	11,365	6,747,338	6,758,703	5,947,209	6,103,329
特別会計	0	113,801,804	113,801,804	116,758,068	121,054,519
国民健康保険課 (国民健康保険特別会計)	0	113,499,737	113,499,737	116,458,392	120,742,907
こども家庭課 (母子父子寡婦福祉資金特別会計)	0	302,067	302,067	299,676	311,612

(単位：千円)

会計、科目、事項	令和5年度				令和4年度			
	補正額	財源内訳			補正前の額	補正後の額	当初予算額	最終予算額
		国庫支出金	その他特定	一般財源				
(会計) 一般会計	9,668	1,188	7,600	880	13,128,253	13,137,921	16,934,268	13,246,242
(款) 民生費	1,188	1,188	0	0	5,610,609	5,611,797	5,210,673	6,503,583
(項) 社会福祉費	1,188	1,188	0	0	1,807,162	1,808,350	1,419,138	3,130,255
(目) 社会福祉総務費	1,188	1,188	0	0	1,106,290	1,107,478	1,137,959	2,858,593
(事項) 生活困窮者支援事業費	1,188	1,188	0	0	47,838	49,026	100,913	108,997
(説明) 生活困窮者の自立相談支援に要する経費								
 1 医療・福祉分野における物価高騰対策緊急支援事業					1,188	(国定額)		
(款) 衛生費	8,480	0	7,600	880	7,517,644	7,526,124	11,723,595	6,742,659
(項) 医薬費	8,480	0	7,600	880	5,420,107	5,428,587	4,736,456	4,730,851
(目) 医務費	8,480	0	7,600	880	17,006	25,486	22,044	21,804
(事項) 医務諸費	8,480	0	7,600	880	11,671	20,151	12,171	11,931
		県債	7,600					
(説明) 部の運営、連絡調整等に要する経費								
1 部局長会議等部課の活動事務費					8,480			
(1) 電動車化対策費					8,480			

物価高騰等

改 医療・福祉分野における物価高騰対策緊急支援事業

6月補正

福祉保健課、医療政策課、業務対策課、長寿介護課、障がい福祉課、衛生管理課、健康増進課、こども政策課、こども家庭課 1,853,414千円【財源：国庫(臨時交付金)】

事業の目的

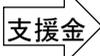
光熱費やガソリン代等の高騰の影響を受ける医療機関、社会福祉施設等に支援金を給付することで、事業者の負担軽減を図る。

事業の概要

(1) 事業内容

- ①医療機関、社会福祉施設等に対する支援金の支給（定額）1,783,687千円
- ・救護施設 1,188千円 ・医療機関、薬局、歯科技工所等 758,974千円
 - ・介護サービス事業所・施設等 651,500千円
 - ・障がい福祉サービス事業所・施設 167,200千円
 - ・一般公衆浴場 955千円
 - ・保育所、幼稚園、認定こども園等 195,335千円
 - ・児童養護施設等 8,535千円
- ②支給事務の委託 67,373千円
- ③事務費（封筒代等） 2,354千円

(2) 事業の仕組み

- ①県  支援金 → 医療機関、社会福祉施設等
- ②県  委託 → 支給事務局

事業の期間

令和5年度

物価高騰等

【別紙】改 医療・福祉分野における物価高騰対策緊急支援事業

6月補正

所管課	対象施設（事業所数）	予算額	支給額
福祉保健課	救護施設（2）	1,188千円	9千円 × 人（定員）
医療政策課	医療機関等（約 2,600）	720,824千円	①病院・有床診療所（4床以上） 30千円 × 床 ②有床診療所（4床未満） 100千円 × 施設 ③無床診療所（医科・歯科） 100千円 × 施設 ④施術所・助産所・准看護学校 50千円 × 施設
薬務対策課	薬局（約 600）	29,900千円	50千円 × 施設
健康増進課	歯科技工所（約 170）	8,250千円	50千円 × 施設
長寿介護課	介護サービス事業所・施設等（約 3,000）	651,500千円	施設系・短期入所 15千円 × 人（定員） 通所系・その他 150千円 × 事業所 訪問系・その他 50千円 × 事業所
障がい福祉課	障がい福祉サービス事業所・施設（約 1,100）	167,200千円	居住系 15千円 × 人（定員） 通所系 150千円 × 事業所 訪問系・その他 50千円 × 事業所
衛生管理課	一般公衆浴場（5）	955千円	燃料使用施設 230千円 × 施設 燃料不使用施設 165千円 × 施設
こども政策課	保育所、幼稚園、認定こども園等（約 600）	195,335千円	4.6千円 × 人（定員）
こども家庭課	児童養護施設等（約 60）	8,535千円	15千円 × 人（定員）
		1,783,687千円	

(単位：千円)

会計、科目、事項	令和5年度				令和4年度			
	補正額	財源内訳			補正前の額	補正後の額	当初予算額	最終予算額
		国庫支出金	その他特定	一般財源				
(会計) 一般会計	752,877	745,101	0	7,776	4,430,936	5,183,813	4,575,567	4,642,891
(款) 衛生費	752,877	745,101	0	7,776	3,249,496	4,002,373	3,530,506	3,674,282
(項) 医薬費	752,877	745,101	0	7,776	3,249,496	4,002,373	3,530,506	3,674,282
(目) 医務費	752,877	745,101	0	7,776	2,996,853	3,749,730	3,281,889	3,426,299
(事項) 地域医療推進費	752,877	745,101	0	7,776	326,749	1,079,626	332,307	1,015,412

(説明) 地域医療の推進に要する経費

- ② 1 医療・福祉分野における物価高騰対策緊急支援事業
- ② 2 中山間地域における医療デジタル化推進事業

745,101 (国定額)
7,776

新 中山間地域における医療デジタル化推進事業

6月補正

医療政策課 7,776千円
【財源:一般財源】

事業の目的

人口減少や少子高齢化、医師不足などの課題を抱える中山間地域において、今後も必要な医療が提供できる体制を構築するため、オンライン診療などのデジタル化を推進する。

事業の概要

(1) 事業内容

- ① 中山間地域における医療デジタル化推進検討会の設置
へき地公立医療機関等の医師等が、医療デジタル化を推進する上での課題や医療MaaSなど有効なツールの活用等を話し合う検討会を設置
- ② 中山間地域におけるオンライン診療の実証
- ③ オンライン診療に必要な環境整備事業（補助率定額、上限額30万円など）
オンライン診療に必要な設備や研修受講にかかる経費を支援
- ④ 病診・病病連携の推進（補助率定額、上限額150万円）
中山間地域の医療機関と拠点となる病院をつなぐ遠隔診療支援システムの活用を推進するための経費を支援



(2) 事業の仕組み

① 県 ② 県 民間企業 ③ 県 医療機関（市町村） ④ 県 宮崎大学

(3) 成果指標

オンライン診療を実施できるへき地公立医療機関等 現状（令和4年度） 0 → 令和7年度 7

事業の期間

令和5年度～令和7年度

(単位：千円)

会計、科目、事項	令和5年度					令和4年度		
	補正額	財源内訳			補正前の額	補正後の額	当初予算額	最終予算額
		国庫支出金	その他特定	一般財源				
(会計) 一般会計	48,803	48,803	0	0	1,484,018	1,532,821	2,143,274	2,165,707
(款) 衛生費	48,803	48,803	0	0	1,484,018	1,532,821	2,143,274	2,165,707
(項) 医薬費	48,803	48,803	0	0	41,260	90,063	27,402	50,263
(目) 薬務費	48,803	48,803	0	0	32,760	81,563	23,402	47,263
(事項) 薬事費	48,803	48,803	0	0	20,861	69,664	14,382	41,382

(説明) 医薬品等の製造から流通段階における監視指導及び医薬分業の推進に要する経費

② 1 医療・福祉分野における物価高騰対策緊急支援事業 48,803 (国定額)

(単位：千円)

会計、科目、事項	令和5年度					令和4年度		
	補正額	財源内訳			補正前の額	補正後の額	当初予算額	最終予算額
		国庫支出金	その他特定	一般財源				
(会計) 一般会計	667,303	652,303	0	15,000	25,357,095	26,024,398	22,544,100	23,622,406
(款) 民生費	667,303	652,303	0	15,000	19,216,740	19,884,043	18,710,760	18,155,482
(項) 社会福祉費	667,303	652,303	0	15,000	19,216,740	19,884,043	18,710,760	18,155,482
(目) 老人福祉費	667,303	652,303	0	15,000	19,050,477	19,717,780	18,542,983	17,992,281
(事項) 在宅老人介護等対策費	15,000	0	0	15,000	40,962	55,962	37,121	35,718
(説明) 在宅での介護高齢者等の生活を健全で安らかなものとするために要する経費 ☉ 1 介護予防・生活支援体制整備市町村支援事業 15,000								
(事項) 介護保険対策費	652,303	652,303	0	0	18,483,258	19,135,561	17,981,011	17,534,719
(説明) 介護保険の実施に要する経費 ☉ 1 医療・福祉分野における物価高騰対策緊急支援事業 652,303 (国定額)								

改 介護予防・生活支援体制整備市町村支援事業

6月補正

長寿介護課 補正額 15,000千円(補正後 29,081千円)
【補正額の財源:一般財源】

事業の目的

市町村が行う介護予防、生活支援、相談対応等の取組を広域的に支援することで、地域包括ケアシステムの推進を図る。

事業の概要

(1) 事業内容

- ① 地域包括支援センターの機能強化支援
県内の先進的な地域包括支援センターで他市町村の地域包括支援センター職員等の現地研修を実施
- ② 介護予防に関するデータ分析支援
自立支援型ケアマネジメントや介護予防の取組の効果分析を行うとともに、市町村や介護事業所等と連携して利用者のデータ収集及び分析を行い、市町村に提供
- ③ 介護予防・生活支援の取組強化支援（補助率10/10、上限額30万円）
生活支援等の地域活動を行う団体の経費支援、生活支援コーディネーター向け研修会の実施
- ④ リハ専門職の配置のない介護事業所等への専門職派遣
- ⑤ 市町村が開催する地域ケア会議等への専門職の派遣調整

(2) 事業の仕組み

- ①③（一部）④ 県  関係団体等 ②県  民間企業等
- ③（一部）県  NPO等 ⑤県直営

(3) 成果指標

要介護認定率（年齢調整済み）

現状（令和3年）15.3% → 令和7年 15.0%



高齢者がリハビリを行う様子(イメージ)

事業の期間

令和5年度～令和7年度

※下線部が今回補正した箇所

(単位：千円)

会計、科目、事項	令和5年度					令和4年度		
	補正額	財源内訳			補正前の額	補正後の額	当初予算額	最終予算額
		国庫支出金	その他特定	一般財源				
(会計) 一般会計	202,254	192,944	0	9,310	17,656,047	17,858,301	16,877,729	17,048,936
(款) 民生費	202,254	192,944	0	9,310	17,656,047	17,858,301	16,877,729	17,048,936
(項) 社会福祉費	192,944	192,944	0	0	13,198,956	13,391,900	12,662,088	12,807,333
(目) 障害者自立支援費	192,944	192,944	0	0	11,765,971	11,958,915	11,301,955	11,416,468
(事項) 障がい者自立推進費	192,944	192,944	0	0	11,667,137	11,860,081	11,202,589	11,333,055
(説明) 障がい者の自立支援に要する経費								
 1 医療・福祉分野における物価高騰対策緊急支援事業					192,944	(国定額)		
(項) 児童福祉費	9,310	0	0	9,310	4,457,091	4,466,401	4,215,641	4,241,603
(目) 児童福祉施設費	9,310	0	0	9,310	296,077	305,387	304,287	289,547
(事項) こども療育センター費	9,310	0	0	9,310	296,077	305,387	304,287	289,547
(説明) こども療育センターの運営に要する経費								
1 県立こども療育センターデジタル化推進等緊急整備事業					9,310			

(単位：千円)

会計、科目、事項	令和5年度					令和4年度		
	補正額	財源内訳			補正前の額	補正後の額	当初予算額	最終予算額
		国庫支出金	その他特定	一般財源				
(会計) 一般会計	165,549	165,549	0	0	1,787,878	1,953,427	1,664,877	2,079,961
(款) 衛生費	165,549	165,549	0	0	1,787,878	1,953,427	1,664,877	2,079,961
(項) 環境衛生費	165,549	165,549	0	0	1,630,664	1,796,213	1,461,486	1,878,582
(目) 環境衛生指導費	165,549	165,549	0	0	438,994	604,543	320,780	264,599
(事項) 生活衛生指導助成費	165,549	165,549	0	0	34,298	199,847	34,558	58,253

(説明) 生活衛生関係営業の健全な経営の育成指導に要する経費

- ① 1 理容・美容・クリーニング利用促進緊急支援事業
- ② 2 医療・福祉分野における物価高騰対策緊急支援事業

164,594 (国定額)
955 (国定額)

物価高騰等

新 理容・美容・クリーニング利用促進緊急支援事業 6月補正

衛生管理課 164, 594千円
【財源:国庫(臨時交付金)】

事業の目的

物価高騰の影響を受ける県民を支援するため、生活に密接に関係し、必要不可欠な生活衛生営業者を利用した際に二次元コード決済のポイント還元を行い、家計負担の軽減を図る。

事業の概要

(1) 事業内容

- 生活衛生営業者の理容、美容、クリーニングを利用した際にポイント還元を実施
- 実施スキーム(案)
(期間3ヶ月、還元率最大30%/回、付与上限:1,000P/回・4,000P/期間、ポイント還元原資120,000千円)

(2) 事業の仕組み

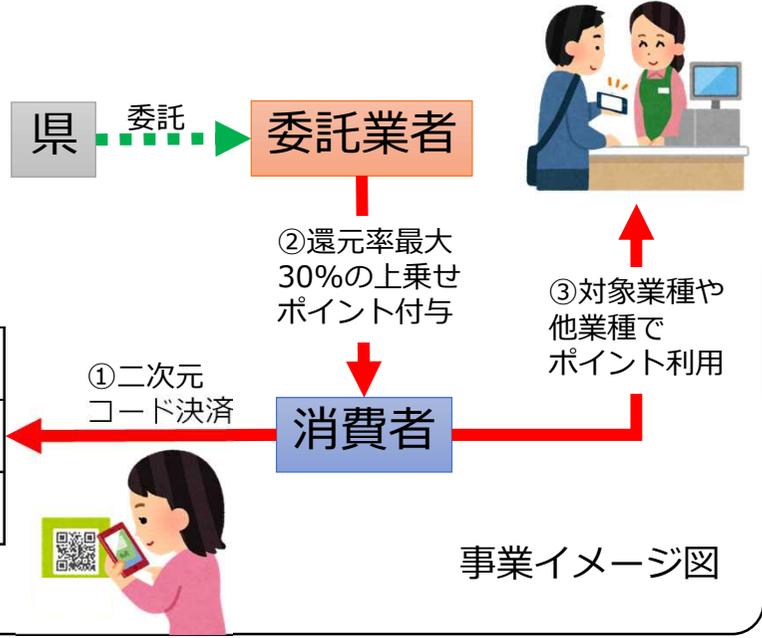


(3) 成果指標

経済波及効果 7億円以上



対象業種	理容
	美容
	クリーニング



事業の期間

令和5年度

(単位：千円)

会計、科目、事項	令和5年度					令和4年度		
	補正額	財源内訳			補正前の額	補正後の額	当初予算額	最終予算額
		国庫支出金	その他特定	一般財源				
(会計) 一般会計	208,089	8,250	0	199,839	4,181,439	4,389,528	3,688,899	3,948,140
(款) 衛生費	208,089	8,250	0	199,839	4,181,439	4,389,528	3,688,899	3,948,140
(項) 公衆衛生費	208,089	8,250	0	199,839	4,181,439	4,389,528	3,688,899	3,948,140
(目) 公衆衛生総務費	199,839	0	0	199,839	1,655,809	1,855,648	1,201,097	1,619,340
(事項) 母子保健対策費	199,839	0	0	199,839	1,182,485	1,382,324	602,708	1,178,091
(説明) 母子保健の推進、障がいや疾病の早期発見・予防等に要する経費								
<ul style="list-style-type: none"> ① 1 不妊治療費支援事業 152,623 ① 2 妊産婦健診通院支援事業 47,216 								
(目) 予防費	8,250	8,250	0	0	2,525,630	2,533,880	2,487,802	2,328,800
(事項) 歯科保健対策費	8,250	8,250	0	0	43,297	51,547	40,547	31,874
(説明) 生涯を通じた歯科保健の推進のための歯の健康づくりに関する知識の普及啓発等に要する経費								
<ul style="list-style-type: none"> ② 1 医療・福祉分野における物価高騰対策緊急支援事業 8,250 (国定額) 								

新 不妊治療費支援事業

6月補正

健康増進課 152,623千円
【財源:一般財源】

事業の目的

不妊に悩む夫婦にとって、大きな負担となっている不妊治療費に対し経済的支援を行うことで、子どもを安心して産み育てることができる環境づくりを推進する。

事業の概要

(1) 事業内容

- ① 特定不妊治療費（自己負担額）助成金（補助率定額、上限額9万円など）
特定不妊治療を受けた夫婦に対して治療費にかかる自己負担額を助成
- ② 特定不妊治療費（先進医療）助成金（補助率定額、上限額10万円）
保険適用となる特定不妊治療と併せて先進医療を受けた夫婦に対して治療費を助成
- ③ 特定不妊治療費助成事業費補助金（補助率10/10）
宮崎市が実施する特定不妊治療費（自己負担額・先進医療）助成事業に対する補助金

(2) 事業の仕組み

①～②県 補助 → 不妊治療患者 ③県 補助 → 宮崎市 補助 → 不妊治療患者

(3) 成果指標

助成件数 現状（令和3年度）1,502件 → 令和7年度 1,884件



事業の期間

令和5年度～令和7年度

新 妊産婦健診通院支援事業

6月補正

健康増進課 47,216千円
【財源：一般財源】

事業の目的

心身の負担の大きい妊産婦に対して、妊産婦健診にかかる通院費用を支援することにより、子どもを安心して産み育てることができる環境づくりを推進する。

事業の概要

- (1) 事業内容
妊産婦健診受診のための通院に要する費用の一部を助成する市町村に対する補助
(補助率 1 / 2 以内、上限額16,000円)

※市町村が 1 / 2 助成することで、1回の妊娠につき
32,000円を上限に助成

- (2) 事業の仕組み



- (3) 成果指標
妊産婦への通院支援を行う市町村数
現状（令和4年度）5市町 → 令和7年度 21市町村

事業の期間

令和5年度～令和7年度

(単位：千円)

会計、科目、事項	令和5年度					令和4年度		
	補正額	財源内訳			補正前の額	補正後の額	当初予算額	最終予算額
		国庫支出金	その他特定	一般財源				
(会計) 一般会計	24,090	1,135	0	22,955	27,856,822	27,880,912	18,927,748	39,868,679
(款) 衛生費	24,090	1,135	0	22,955	27,856,822	27,880,912	18,927,748	39,868,679
(項) 公衆衛生費	24,090	1,135	0	22,955	27,856,822	27,880,912	18,927,748	39,868,679
(目) 予防費	24,090	1,135	0	22,955	27,756,316	27,780,406	18,927,748	39,770,391
(事項) 感染症等予防対策費	24,090	1,135	0	22,955	213,761	237,851	291,663	259,494

(説明) 感染症発生の未然防止及びまん延防止を図るための対策の推進に要する経費

① 1 子どもを取り巻く感染症緊急対策事業

24,090 (国1/2 県1/2, 県単)

新 子どもを取り巻く感染症緊急対策事業 6月補正

感染症対策課 24,090千円
【財源:国庫、一般財源】

事業の目的

予防接種の勧奨や検査体制の拡充、感染症の知識の普及啓発に集中的に取り組み、風しん等の予防接種率の向上や梅毒等の感染症拡大防止を図る。

事業の概要

(1) 事業内容

- ① 麻しん・風しん緊急対策事業
子どもや抗体保有率の低い男性を対象としたワクチン接種促進のための普及啓発
- ② 愛の予防接種助成事業（補助率1/2以内）
妊娠を希望する女性等への風しん予防接種費用を助成する市町村への補助
- ③ 子宮頸がん予防ワクチン（HPVワクチン）接種緊急対策事業
HPVワクチン接種促進のための普及啓発（キャッチアップ接種・9価ワクチン）
- ④ 梅毒・HIV等性感染症緊急対策事業
梅毒等性感染症に関する普及啓発と梅毒・HIV無料検査相談窓口の拡充



(2) 事業の仕組み



(3) 成果指標

麻しん・風しんワクチン接種率（第2期）	現状（令和3年度）93.7%	→	令和6年度 95.5%
HPVワクチンキャッチアップ接種延べ件数	現状（令和4年度）3,484件	→	令和6年度 30,000件
梅毒の検査数	現状（令和3年度）172件	→	令和6年度 600件

事業の期間

令和5年度～令和6年度

(単位：千円)

会計、科目、事項	令和5年度				令和4年度			
	補正額	財源内訳			補正前の額	補正後の額	当初予算額	最終予算額
		国庫支出金	その他特定	一般財源				
(会計) 一般会計	256,490	209,084	0	47,406	18,245,806	18,502,296	18,238,352	18,218,976
(款) 民生費	256,490	209,084	0	47,406	18,118,849	18,375,339	18,100,469	18,039,378
(項) 児童福祉費	256,490	209,084	0	47,406	18,118,849	18,375,339	18,100,469	18,039,378
(目) 児童福祉総務費	61,155	13,749	0	47,406	1,709,119	1,770,274	1,785,853	1,291,156
(事項) 少子化対策環境づくり推進 事業費	61,155	13,749	0	47,406	484,654	545,809	491,313	282,657
(説明) 子どもが健やかに生まれ育つための環境整備に要する経費								
					9,000			
					31,530			
					12,539	(国2/3 県1/3)		
					8,086	(国2/3 県1/3)		
(目) 児童措置費	195,335	195,335	0	0	13,819,452	14,014,787	13,689,655	14,179,253
(事項) 教育・保育給付費	195,335	195,335	0	0	12,063,861	12,259,196	12,063,861	11,995,773
(説明) 認定こども園・幼稚園・保育所及び小規模保育事業等の運営に要する経費								
					195,335	(国定額)		

新 病児保育利用促進事業

6月補正

こども政策課 9,000千円
【財源：一般財源】

事業の目的

病児保育施設を円滑に利用することができる予約システムの導入補助や、利用料を助成することで、利用者の負担を軽減し、病児保育の利用促進を図る。

事業の概要

(1) 事業内容

- ① 病児保育ICT導入促進事業（補助率 1 / 4 以内、上限額2,000千円）
病児保育の予約システムを導入する市町村に対する補助
- ② 病児保育利用料無償化事業（補助率 1 / 2 以内、上限額1,000円/日）
病児保育の利用料を助成する市町村に対する補助
※市町村が 1 / 2 助成することで、2,000円/日を上限に利用料を助成
※病児保育（病後児・体調不良児含む）

(2) 事業の仕組み



(3) 成果指標

病児保育施設利用者数
 現状（令和3年度）延べ9,013人 → 令和7年度 12,000人
 （※子ども・子育て支援交付金活用施設における利用者数）



事業の期間

令和5年度～令和7年度

新 おむつの負担軽減モデル事業

6月補正

こども政策課 31,530千円
【財源:一般財源】

事業の目的

保護者や保育士の経済的・心理的負担の軽減を図るため、保育所等でおむつの定額利用に取り組む市町村を支援するモデル事業を実施し、横展開を図る。

事業の概要

(1) 事業内容

- ① 手ぶらで登園おむつサブスク事業（補助率1/3以内）
おむつのサブスクリプション利用料を支援
- ② おむつ処分費負担軽減事業（補助率1/3以内）
おむつを園で処分する際に要した経費を支援

※①②セットで取り組む市町村をモデル事業として支援

(2) 事業の仕組み



(3) 成果指標

おむつのサブスクを導入する保育所・認定こども園数

現状（令和4年度）20施設（※県調べ） → 令和7年度 170施設



事業の期間

令和5年度～令和7年度

新 未来につながる少子化対策調査事業 6月補正

こども政策課 12,539千円
【財源:国庫、一般財源】

事業の目的

合計特殊出生率が1.8を超えることを目指して、外部有識者を交えた研究会の開催や市町村ごとの少子化要因の見える化を図ることで、本県の現状分析や今後の対策を検討し、少子化対策の再構築を図る。

事業の概要

(1) 事業内容

① 外部有識者による研究会

外部有識者による研究会を開催し、本県の少子化に関する分析や、現在の取組の検証、新たな施策の提言等を行う。(令和5年度)

※研究会の提言を受けた施策の検討及び市町村首長向け・関係団体向けセミナー・意見交換会の開催、市町村の伴走支援を実施(令和6年度～令和7年度)

② 少子化要因「見える化」ツールの策定

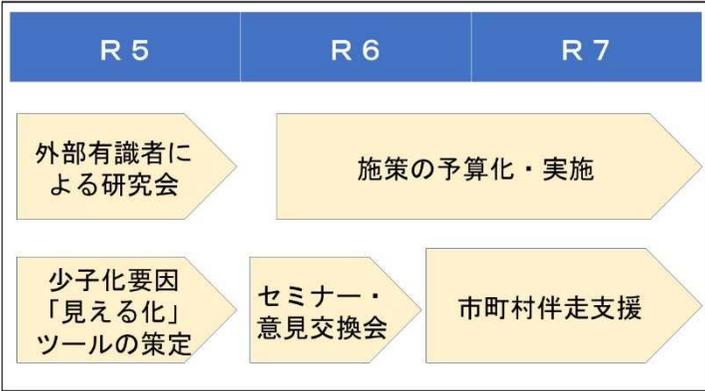
合計特殊出生率の分析を通して、市町村ごとの少子化要因「見える化」ツールを策定する。

(2) 事業の仕組み

① 県、県 民間企業 ② 県 民間企業

(3) 成果指標

合計特殊出生率 現状(令和3年) 1.64 → 令和8年 1.8台



事業の期間

令和5年度～令和7年度

新「家事・育児」シェア推進事業

6月補正

こども政策課 8,086千円
【財源:国庫、一般財源】

事業の目的

男性の育児休業取得促進のためのセミナーや親子参加型イベントの開催により、子育ての気運を醸成し、男性の家事・育児参加を促進する。

事業の概要

(1) 事業内容

- ① パパの育休取得促進事業
企業・経営者向けセミナーの開催や、家事・育児に関するパパ向けワークショップを開催
- ② 企業連携型子育て応援イベント事業
県内企業と連携し、親子で楽しめる参加型イベントを開催
 - ・こどもの職業体験イベント
 - ・夫婦の子育て体験イベント
 - ・Babytech体験会 等

(2) 事業の仕組み

県  民間企業

(3) 成果指標

男性の育児休業取得率 本県 現状（令和4年度）25.8% → 令和8年度 50%



事業の期間

令和5年度～令和7年度

(単位：千円)

会計、科目、事項	令和5年度				令和4年度			
	補正額	財源内訳			補正前の額	補正後の額	当初予算額	最終予算額
		国庫支出金	その他特定	一般財源				
(会計) 一般会計	11,365	8,535	2,500	330	6,747,338	6,758,703	5,947,209	6,103,329
(款) 民生費	11,365	8,535	2,500	330	6,747,338	6,758,703	5,947,209	6,103,329
(項) 児童福祉費	11,365	8,535	2,500	330	6,707,155	6,718,520	5,907,938	6,066,247
(目) 児童措置費	8,535	8,535	0	0	3,290,351	3,298,886	3,012,539	3,197,202
(事項) 児童措置費等対策費	8,535	8,535	0	0	3,163,467	3,172,002	2,959,444	3,138,837
(説明) 児童福祉施設等の運営及び施設入所児童の処遇改善に要する経費								
 1 医療・福祉分野における物価高騰対策緊急支援事業					8,535	(国定額)		
(目) 児童福祉施設費	2,830	0	2,500	330	377,416	380,246	193,693	188,371
(事項) 児童相談所費	2,830	0	2,500	330	123,921	126,751	117,896	118,738
		県債	2,500					
(説明) 児童相談所運営に要する経費								
1 児童相談所費					2,830			
(1) 児童相談所運営費					2,830			
ア 電動化対策費					2,830			

2 特別議案

【議案第3号】 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

障がい福祉課

1 改正の理由

こども家庭庁設置に伴う児童福祉法等の改正により、県立こども療育センターの一部使用料の所管大臣が変更されたことに伴い、関係規定の改正を行うもの。

2 改正の内容

- (1) 県立こども療育センターにおける障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する生活介護及び短期入所に係る使用料の所管大臣を「厚生労働大臣」から「主務大臣」へ改正する。
- (2) 県立こども療育センターにおける児童福祉法に規定する障害児通所支援、障害児相談支援及び障害児入所支援に係る使用料の所管大臣を「厚生労働大臣」から「内閣総理大臣」へ改正する。

3 施行期日

公布の日

2 特別議案

【議案第7号】
宮崎県認定こども園の認定基準に関する条例の一部を改正する条例

こども政策課

1 改正の理由

認定こども園の設備及び運営に関する国の基準改正に伴い、関係規定の改正を行うもの。

2 改正の内容

(1) 虐待等の禁止

保育施設において、不適切な保育が行われていたとされる事案が全国的に相次いでいることを受け、認定こども園において、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他園児の心身に有害な影響を与える行為を禁止する規定を設ける。

(2) 看護師等の特例

園児の数に応じて配置しなければならない保育士の資格を有する者について、当分の間、1人に限って、看護師等をもって代えることができるようにする。

3 施行期日

公布の日

2 特別議案

【議案第8号】 宮崎県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

こども政策課

1 改正の理由

幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する国の基準改正に伴い、関係規定の改正を行うもの。

2 改正の内容

(1) 他の社会福祉施設との共用等

社会福祉サービスを必要とする児童等の社会参加への支援が進むよう、幼保連携型認定こども園の保育室等の設備や保育に従事する職員が他の社会福祉施設の設備や職員に兼ねることができるようにする。

(2) 業務継続計画の策定等の努力義務化

感染症又は非常災害時の業務継続計画を策定するとともに、職員へ計画の周知や研修及び訓練を行い、計画の定期的な見直しや必要な変更を行うことを努力義務化する。

(3) 看護師等の特例

園児の数に応じて配置しなければならない保育教諭について、当分の間、1人に限って、看護師等をもって代えることができるようにする。

3 施行期日

公布の日

3 報告事項

【報告第1号関係】
専決処分の承認を求めることについて

こども家庭課

令和5年度宮崎県一般会計補正予算（第1号）
令和5年4月28日専決

低所得の子育て世帯生活支援特別給付金給付事業の補正

- | | | |
|---|-------|---|
| ① | 補正前の額 | 0千円 |
| | 補正額 | 175,753千円 |
| | 補正後の額 | 175,753千円 |
| ② | 補正の理由 | 低所得の子育て世帯（町村在住のひとり親世帯）に対して、生活支援特別給付金を支給するため |
| ③ | 財源 | 国庫支出金 |

3 報告事項

令和4年度宮崎県繰越明許費繰越計算書について

医療政策課、長寿介護課、障がい福祉課

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
衛生費	医薬費	地域医療介護総合確保計画推進事業	377,221
教育費	大学費	大学施設整備事業	49,500
民生費	社会福祉費	介護施設等防災・減災対策強化事業	82,312
衛生費	医薬費	地域密着型サービス施設等整備事業	177,710
衛生費	医薬費	介護施設等開設支援事業	100
衛生費	医薬費	労働環境改善に向けた介護ロボット導入支援事業	4,100
衛生費	医薬費	介護サービス継続支援事業	875,000
衛生費	医薬費	ゾーニング環境等の整備事業	2,805
民生費	社会福祉費	全国障害者スポーツ大会練習環境整備事業	3,555
民生費	社会福祉費	障がい福祉サービス事業所施設整備事業	18,000
民生費	社会福祉費	障がい福祉施設等災害復旧事業	1,062
民生費	児童福祉費	こどもの安心・安全対策支援事業	107,458

3 報告事項

令和4年度宮崎県繰越明許費繰越計算書について

衛生管理課、健康増進課、こども政策課

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
衛生費	環境衛生費	ひなた飲食店認証店応援強化事業	40,397
衛生費	公衆衛生費	出産・子育て応援事業	66,777
民生費	児童福祉費	認定こども園施設整備交付金事業	36,242
民生費	児童福祉費	保育所等災害復旧費補助事業	6,811
民生費	児童福祉費	放課後児童クラブ事業	3,636
教育費	教育総務費	こどもの安心・安全対策支援事業	82,903
計		18事業	1,935,589

4 その他報告事項

令和5年度福祉保健部における計画の改定等について

改定等予定の計画、主なスケジュール等

	計画名	常任委員会報告 (素案)	パブリック コメント	常任委員会報告 (計画案)	議案
1	宮崎県自殺対策行動計画	令和5年11月 定例会	令和5年12月	令和6年2月 定例会	
2	宮崎県再犯防止推進計画				
3	宮崎県子どもの貧困対策推進計画				○
4	宮崎県医療計画				○
5	宮崎県医療費適正化計画				
6	宮崎県高齢者保健福祉計画				○
7	宮崎県障がい者計画				
8	宮崎県障がい福祉計画（宮崎県障がい児福祉計画）				
9	宮崎県発達障がい者支援計画				
10	健康みやざき行動計画2 1				
11	宮崎県歯科保健推進計画				○
12	宮崎県がん対策推進計画				
13	宮崎県循環器病対策推進計画				
14	宮崎県感染症予防計画				
15	宮崎県困難な問題を抱える女性への支援基本計画				

※各計画の概要等は、別頁のとおり。

4 その他報告事項

宮崎県自殺対策行動計画の改定について

福祉保健課

1 改定の理由

本計画は、自殺対策基本法に基づき都道府県が策定するものであり、今年度で現行計画（第4期）の計画期間が満了することから、計画を改定するものである。

2 計画の概要

(1) 計画期間

令和6年度から令和10年度まで（5年間）

(2) 計画の趣旨

県、市町村並びに保健・福祉・医療・教育・労働等の関係機関・団体が連携しながら、これまでの取組の成果や課題、そして平成28年4月に施行された改正後の自殺対策基本法並びに自殺総合対策大綱の趣旨も踏まえ、県を挙げて、誰も自殺に追い込まれることのない地域社会の実現を目指す。

(3) 計画の主な内容（案）

- ① 本県における自殺の状況等
- ② 基本施策
 - ・ 関係機関との連携強化
 - ・ 自殺対策を支える人材の育成
 - ・ 住民への啓発と周知
 - ・ 相談体制の充実と情報の発信
 - ・ 児童生徒のSOSの出し方に関する教育等
- ③ 施策の推進体制

4 その他報告事項

宮崎県再犯防止推進計画の改定について

福祉保健課

1 改定の理由

本計画は、再犯の防止等の推進に関する法律に基づき地方自治体が策定するものであり、今年度で現行計画の計画期間が満了することから、計画を改定するものである。

2 計画の概要

(1) 計画期間

令和6年度から令和9年度まで（4年間）

(2) 計画の趣旨

犯罪をした者等が社会の構成員として円滑に社会復帰できるようにすることで、県民の犯罪被害の防止と県民が安全で安心して暮らすことができる社会の実現を図る。

(3) 計画の主な内容（案）

- ① 国、市町村及び関係機関・団体との連携強化
- ② 就労・住居の確保
- ③ 保健医療・福祉サービス利用の促進
- ④ 学校等と連携した非行の防止等
- ⑤ 特性に応じた効果的な支援のための取組
- ⑥ 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進

4 その他報告事項

宮崎県子どもの貧困対策推進計画の改定について

福祉保健課

1 改定の理由

本計画は、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づき都道府県が策定するものであり、今年度で現行計画（第2期）の計画期間が満了することから、計画を改定するものである。

2 計画の概要

(1) 計画期間

令和6年度から令和9年度まで

(4年間)

(2) 計画の趣旨

本県の子どもの貧困対策に関する基本方針を示すとともに、国の大綱で示される重点施策を柱として、本県の取り組むべき施策等を関係機関と連携して推進するため策定する。

(3) 計画の主な内容（案）

- ・ 保護者に対する生活・就労支援
- ・ 教育の支援
- ・ 生活の支援
- ・ 経済的支援

4 その他報告事項

宮崎県医療計画の改定について

医療政策課

1 改定の理由

本計画は、医療法第30条の4の規定により都道府県が策定するものであり、今年度で現行計画（第7次）の計画期間が満了することから、計画を改定するものである。

2 計画の概要

(1) 計画期間

令和6年度から令和11年度まで（6年間）

(2) 計画の趣旨

本県の医療提供体制における課題やその対応策など、今後の方向性を明らかにし、それぞれの地域において、安全で質の高い医療を切れ目なく提供できる体制の確保を図る。

(3) 計画の主な内容（案）

- ・医療圏の設定、基準病床数
- ・5疾病6事業及び在宅医療に関する事項
 - 【5疾病】
がん、脳卒中、心血管疾患、糖尿病、精神疾患
 - 【6事業】
へき地医療、救急医療、小児医療、周産期医療、災害医療、新興感染症等の感染拡大時における医療(今回追加)
- ・将来の医療提供体制に関する事項（地域医療構想）
- ・医師の確保に関する事項（医師確保計画）
- ・外来医療に関する事項（外来医療計画）
- ・計画の推進に関する事項 など

4 その他報告事項

宮崎県医療費適正化計画の改定について

国民健康保険課

1 改定の理由

本計画は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、都道府県が策定するものであり、今年度で現行計画（第3期）の計画期間が満了することから、計画を改定するものである。

2 計画の概要

(1) 計画期間

令和6年度から令和11年度まで
(6年間)

(2) 計画の趣旨

高齢化の進展等により、医療費の更なる増加が見込まれる中、適切な医療の確保は県民の健康と生命を守る上で極めて重要であり、引き続き医療費の適正化に向けた取組を推進していく必要があることから、現計画を改定するものである。

(3) 計画の主な内容（案）

- ① 医療に要する費用等の状況
- ② 計画の目標と取組
 - ・ 県民の健康の保持の推進に関する目標
 - ・ 医療の効率的な提供の推進に関する目標
- ③ その他医療費適正化の推進のために必要と認める事項
 - ・ 県民の医療費適正化に対する意識の向上 など
- ④ 医療に要する費用の見込み

4 その他報告事項

宮崎県高齢者保健福祉計画の改定について

長寿介護課

1 改定の理由

本計画は、老人福祉法第20条の9及び介護保険法第118条の規定により都道府県が策定するものであり、今年度で現行計画（第9次県高齢者保健福祉計画・第8期県介護保険事業支援計画・第1次県認知症施策推進計画）の計画期間が満了することから、計画を改定するものである。

2 計画の概要

(1) 計画期間

令和6年度から令和8年度まで（3年間）

(2) 計画の趣旨

市町村が行う介護保険事業における保険給付の円滑な実施を支援するとともに、高齢者を取り巻く社会状況の変化や超高齢社会をめぐる課題に対して、県が目指すべき基本目標を定め、その実現に向けて取り組むべき施策の方向性を明らかにするもの。

(3) 計画の主な内容（案）

- ・高齢化等の状況や要支援者及び要介護者等の状況
- ・介護給付等対象サービスの種類ごとの必要量の見込み
- ・介護サービス基盤の計画的な整備
- ・地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上の推進

4 その他報告事項

宮崎県障がい者計画の改定について

障がい福祉課

1 改定の理由

本計画は、障害者基本法第11条第2項の規定により都道府県が策定するものであり、今年度で現行計画（第4次）の計画期間が満了することから、計画を改定するものである。

2 計画の概要

(1) 計画期間

令和6年度から令和10年度まで（5年間）

(2) 計画の趣旨

「障がいのあるなしによって分け隔てられることなく地域でともに生きる社会づくり」を基本目標として、誰もが基本的人権を享有するかけがえのない個人としてお互いに人格と個性を尊重し合い、身近な地域でともに支え合いながら、心ゆたかに生活できる社会づくりの実現に向けて、障がい者施策の総合的な取組を推進するものである。

(3) 計画の主な内容（案）

- ・啓発・広報
- ・生活支援
- ・教育・育成
- ・保健・医療
- ・雇用・就業、経済的自立の支援
- ・情報・コミュニケーション
- ・生活・環境
- ・福祉を支える人づくり
- ・行政サービス等における配慮

4 その他報告事項

宮崎県障がい福祉計画（宮崎県障がい児福祉計画）の改定について

障がい福祉課

1 改定の理由

本計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第89条及び児童福祉法第33条の22の規定により都道府県が策定するものであり、今年度で現行計画（障がい福祉計画：第6期、障がい児福祉計画：第2期）の計画期間が満了することから、計画を改定するものである。

2 計画の概要

(1) 計画期間

令和6年度から令和8年度まで（3年間）

(2) 計画の趣旨

本計画は、国の「障害福祉サービス等の提供体制の整備並びに各種事業の円滑な実施を確保するための基本方針」を踏まえ、障がいのある人々が自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な障がい福祉サービス等が地域において計画的に提供されることを目的として策定するものである。

(3) 計画の主な内容（案）

- ・ 指定障害福祉サービス、指定地域相談支援、指定計画相談支援及び障がい児支援の必要見込量並びにその確保のための方策
- ・ 指定障害福祉サービス等の従事者の確保及び資質の向上に資するための取組
- ・ 障がい者等の安全・安心の確保及び生活の質の向上に資するための取組

4 その他報告事項

宮崎県発達障がい者支援計画の改定について

障がい福祉課

1 改定の理由

本計画は、発達障害者支援法の趣旨を踏まえて、本県における発達障がい者及びその家族等に対する支援を充実することを目的として策定するものであり、今年度で現行計画の計画期間が満了することから、計画を改定するものである。

2 計画の概要

(1) 計画期間

令和6年度から令和10年度まで（5年間）

(2) 計画の趣旨

本計画は、発達障がい児・者が、未就学期、就学期及び就労期の各ライフステージに応じ、一貫した支援体制の下、必要な支援が受けられるよう、本県の取り組むべき施策等を関係機関と連携して推進するために策定するものである。

(3) 計画の主な内容（案）

- ・全てのライフステージを通じた取組
- ・乳幼児期の取組
- ・学齢期の取組
- ・成人期の取組
- ・発達障がいへの理解促進のための取組

4 その他報告事項

健康みやざき行動計画 2.1 の改定について

健康増進課

1 改定の理由

本計画は、健康増進法に基づき都道府県が策定するものであり、今年度で現行計画（第2次）の計画期間が満了することから、計画を改定するものである。

2 計画の概要

(1) 計画期間

令和6年度から令和17年度まで（12年間）

(2) 計画の趣旨

本計画は、健康寿命の延伸と健康格差の縮小を目標として、生活習慣病の予防、個人の健康や生活の質の向上を社会全体で支える環境整備などの推進を図ることを目的に策定する。

(3) 計画の主な内容（案）

- ・個人の行動と健康状態の改善
生活習慣の改善
生活習慣病(NCDs)の発症予防・重症化予防
生活機能の維持・向上
- ・社会環境の質の向上
社会とのつながり・こころの健康の維持及び向上
自然に健康になれる環境づくり
誰もがアクセスできる健康増進のための基盤整備
- ・ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり
こども・高齢者・女性

4 その他報告事項

宮崎県歯科保健推進計画の改定について

健康増進課

1 改定の理由

本計画は、歯科口腔保健の推進に関する法律及び宮崎県歯・口腔の健康づくり推進条例に基づき策定するものであり、今年度で現行計画（第2期）の計画期間が満了することから、計画を改定するものである。

2 計画の概要

(1) 計画期間（案）

令和6年度から令和11年度まで（6年間）

(2) 計画の趣旨

県民の生涯にわたる歯・口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、ライフステージに応じた歯科保健対策など、県民の健康の保持増進に寄与する。

(3) 計画の主な内容（案）

分野別施策

- ・ ライフステージに応じた歯科保健対策の推進
- ・ 支援が必要な方への歯科保健医療の推進

歯科保健医療提供体制の充実

- ・ 医科歯科連携を推進するために必要な体制の整備
- ・ 災害時の歯科保健医療体制の整備
- ・ 歯科口腔保健を担う人材の確保

4 その他報告事項

宮崎県がん対策推進計画の改定について

健康増進課

1 改定の理由

本計画は、がん対策基本法により都道府県が策定するものであり、今年度で現行計画（第3期）の計画期間が満了することから、計画を改定するものである。

2 計画の概要

(1) 計画期間

令和6年度から令和11年度まで（6年間）

(2) 計画の趣旨

がん患者を含めた県民に、がんに関する知識やがんの予防法について普及啓発するとともに、適切な医療を受けられる体制を充実させ、がんになっても自分らしく生きることのできる地域共生社会の実現を目指すことにより、本県におけるがん対策の総合的かつ計画的な推進を図る。

(3) 計画の主な内容（案）

全体目標

- ・科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実
- ・患者本位で持続可能ながん医療の実現
- ・がんとともに尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築

分野別施策

- ・がん予防
- ・がん医療
- ・がんと共生
- ・これらを支える基盤の整備

4 その他報告事項

宮崎県循環器病対策推進計画の改定について

健康増進課

1 改定の理由

本計画は、健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法により都道府県が策定するものであり、今年度で現行計画の計画期間が満了することから、計画を改定するものである。

2 計画の概要

(1) 計画期間

令和6年度から令和11年度まで（6年間）

(2) 計画の趣旨

循環器病は県民の生命や健康に重大な影響を及ぼすとともに、社会全体に大きな影響を与えることから、誰もがより長く元気に活躍できるよう健康寿命の延伸等を図り、あわせて医療及び介護に係る負担の軽減に資するため、予防や医療及び福祉に係るサービスの在り方を含めた幅広い循環器病対策の総合的かつ計画的な推進を図る。

(3) 計画の主な内容（案）

全体目標

- ・健康寿命の延伸
- ・循環器病の年齢調整死亡率の減少

個別施策

- ・循環器病の予防や正しい知識の普及啓発
- ・保健、医療及び福祉に係るサービスの提供体制の充実
- ・循環器病の研究推進への協力

4 その他報告事項

宮崎県感染症予防計画の改定について

感染症対策課

1 改定の理由

感染症予防計画は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、都道府県及び保健所設置市区が策定するものであり、昨年12月の法改正により、次の感染症危機に備えるため、

- ①保健・医療提供体制に関する記載事項を充実するとともに、
- ②感染症に係る医療を提供する体制の確保その他感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するための措置に必要なものとして厚生労働省令で定める体制の確保について数値目標を定めること

とされたことから、本計画を改定するものである。

2 計画の概要

(1) 計画期間

令和6年度から令和11年度まで(6年間)

(2) 計画の趣旨

これまでの対応の教訓を生かすことができる新型コロナへの対応を念頭に、感染症の発生の予防及びまん延の防止のための施策に取り組み、もって、総合的な感染症対策の推進を図る。

(3) 計画の主な内容(案)

- ・感染症の発生の予防及びまん延防止のための施策
- ・感染症に係る医療を提供する体制の確保
- ・緊急時における対応
- ・病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上

4 その他報告事項

宮崎県困難な問題を抱える女性への支援基本計画の策定について

こども家庭課

1 策定の理由

本計画は、令和4年5月に制定された困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づき、都道府県が新たに策定するものである。

また、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づいて策定している「DV対策宮崎県基本計画」については、今年度で現行期間の満了を迎えるため改定する必要があるが、上記計画と政策的に関連が深いことから、両計画を一体のものとして策定する。

2 計画の概要

(1) 計画期間

令和6年度から令和10年度まで（5年間）

(2) 計画の趣旨

女性の抱える問題が多様化、複雑化している中、支援を必要とする女性が抱えている問題やその背景、心身の状況等に応じた適切な支援を包括的に提供し、女性が安心かつ自立して暮らせる社会の実現を図る。

(3) 計画の主な内容（案）

- ・ 計画策定の趣旨
- ・ 困難な問題を抱える女性に関する本県の現状
- ・ 計画の基本的考え方（基本的視点や基本理念）
- ・ 困難な問題を抱える女性を支援するための具体的施策
- ・ 計画の見直し・進行管理

4 その他報告事項

次期指定管理候補者の選定について

	施設名	所在地	指定管理者	指定期間
1	宮崎県福祉総合センター	宮崎市原町2番22号	(株)文化 コーポレー ション	令和6年4月1日 ～ 令和11年3月31日 (5年間)
2	県立母子・父子福祉センター	宮崎市原町2番22号 宮崎県福祉総合センター本館4階		
3	県立視覚障害者センター	宮崎市江平西2丁目1番20号 宮崎県生活情報センター1階	公益財団法人 宮崎県視覚障 害者福祉協会	
4	県立聴覚障害者センター	宮崎市江平西2丁目1番20号 宮崎県生活情報センター2階	社会福祉法人 宮崎県聴覚障 害者協会	
5	宮崎県青島青少年自然の家	宮崎市大字熊野字藤兵衛中州	学校法人 宮崎総合学院	
6	宮崎県むかばき青少年自然の家	延岡市行滕町760番3		
7	宮崎県御池青少年自然の家	都城市夏尾町5988番30		

《スケジュール》

- 7月上旬～9月上旬 募集期間
 9月中旬～10月中旬 審査・選定
 11月議会定例会 指定管理者指定議案の提出

4 その他報告事項

次期指定管理候補者の選定について (宮崎県福祉総合センター及び県立母子・父子福祉センター)

福祉保健課
こども家庭課

1 現在の管理運営状況について

(1) 施設の概要

- 施設名 (ア) 宮崎県福祉総合センター
(イ) 県立母子・父子福祉センター
- 設置目的 (ア) 児童福祉法第40条の児童厚生施設、
社会福祉関係者の研修施設及び民間社会福祉活動の増進を図るための施設
(イ) 母子及び父子並びに寡婦福祉法第39条に規定する母子・父子福祉センター
- 指定管理者 (株) 文化コーポレーション
- 指定期間 令和3年4月1日～令和6年3月31日(3年間)

(2) 施設利用状況

指 標	令和2年度	令和3年度	令和4年度
施設利用者数(単位:人)	33,736	25,838	28,387

(3) 施設収支状況

(単位:千円)

内 容	令和2年度	令和3年度	令和4年度
収 入(a)	53,712	54,680	54,990
うち指定管理料	53,666	54,650	54,950
うち利息・事業収入等	46	30	40
支 出(b)	53,712	53,685	58,403
うち人件費	10,059	9,408	10,193
うち光熱水費	10,776	10,690	13,037
うちその他(消耗品費、修繕費)	32,877	33,587	35,173
収支差額(a-b)	0	995	▲3,413

4 その他報告事項

(4)利便性やサービス向上、利用者増の取組

- アンケートや意見箱等による利用者満足度調査の実施
- 自主企画事業の実施
- ホームページでの会議室等の予約システムの運用
- 児童交通遊園での交通安全指導業務の実施等

(5)評価

施設の利用及び維持管理について、基本協定に基づき適切に行われており、また、自主事業の積極的な実施等により、利用者からの評価も高く、概ね適正な管理運営が行われている。

2 次期の募集方針について

(1)業務の範囲

- 本館、人材研修館、児童交通遊園等の維持管理業務
- 会議室等の予約管理・利用許可等業務
- 児童交通遊園を利用する団体の交通安全指導等業務
- その他知事が必要と認める業務

(2)指定期間 令和6年4月1日～令和11年3月31日（5年間）

(3)基準価格 年額60,581千円（指定期間総額302,905千円）

※今期と比較し年額5,289千円の増

増減理由：人件費・光熱水費等の見直しのため。

(4)募集概要

- 期間 令和5年7月3日～令和5年9月4日（約2か月）
- 説明会 令和5年7月26日
- 広報 県公報、県庁ホームページ、新聞・テレビ・ラジオ、経済団体の会報等

4 その他報告事項

(5) 選定

① 審査の流れ

審査区分	構成	内容
書類審査（9月中旬）	県（施設所管課）	申請書類に基づいて資格審査を実施
指定管理候補者選定委員会による審査（9月下旬～10月上旬）	外部委員のみで構成	書類審査を通過した応募者を対象に、各応募者のプレゼンテーション及びヒアリングを行い、審査を実施
指定管理候補者選定会議による確認（10月上旬）	県（施設所管部局及び指定管理者制度所管部局）	選定委員会の審査結果を、施設所管課において選定基準等に基づき評価した結果と照らし合わせ、候補者（案）が異なっていないかを確認

※指定管理候補者選定会議の確認後、県が指定管理候補者を選定する。

② 指定管理候補者選定委員会委員

委員長	川崎 順子	九州保健福祉大学教授
委員	糸山 秀彦 川瀬 史子 押川 恵子 坂本 雅樹	税理士 視覚障害者センター点訳音訳友の会 会長 宮崎県盲ろう者友の会事務局長 宮崎県社会福祉協議会事務局長

③ 指定管理候補者選定会議委員

議長	福祉保健部長
副議長	福祉保健部次長（福祉担当）
委員	こども政策局長 福祉保健課長 障がい福祉課長 こども家庭課長 行政改革推進室長

(6) 選定基準

- ① 住民の平等な利用が確保されること。
- ② 事業計画書の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。
- ③ 事業計画書の内容が、管理運営に係る経費の縮減を図るものであること。
- ④ 事業計画書の内容を確実に実施するために必要な経理的基礎及び管理に関する能力を有するものであること。
- ⑤ 事業計画書の内容が、地域への貢献等を図るものであること。

4 その他報告事項

(7)審査項目・配点

選定基準	審査項目	配点
①住民の平等な利用の確保	①施設運営に関する基本方針 ②県が示した管理の基準に対する理解及び対応 ③平等な利用の確保に関する提案	10
②公の施設の効用を最大限に発揮する事業計画	①利用者サービスの向上に関する提案 ②利用者増への取組に関する提案 ③施設の設置目的の理解と課題の認識 ④指定管理者の業務に対する意欲 ⑤施設等の維持管理の適格性 ⑥利用者満足度把握や苦情・要望対応、運営改善への反映 ⑦児童交通遊園を利用する団体の交通安全指導等	30
③経費の縮減等	①指定期間内に県が支払う指定管理料の提案額 ②業務遂行のための適切な経費の積算 ③管理業務の効率化と経費の縮減に関する考え方・提案	10
④事業計画を着実に実施するための管理運営能力	①必要な体制の確保（適正な組織、人員配置、責任体制） ②職員の能力育成（研修体制） ③継続的に安定した運営が可能な財政的基盤（経営状況） ④過去の類似事業の実績、評価 ⑤事業計画及び収支計画の具体性、適格性、実現可能性 ⑥個人情報保護、情報公開への対応 ⑦火災や地震災害の場合の対応、不審人物の対応、児童遊園の遊具事故の対応などの安全管理、危機管理、リスク管理に対する対応	40
⑤地域への貢献等	①環境保全、環境に配慮した施設管理 ②育児休業制度、介護休暇などの配慮 ③障がい者等の就労支援への対応	10
合計		100

4 その他報告事項

次期指定管理候補者の選定について（県立視覚障害者センター）

障がい福祉課

1 現在の管理運営状況について

(1) 施設の概要

- 施設名 県立視覚障害者センター
- 設置目的 身体障害者福祉法第34条に規定する視聴覚障害者情報提供施設のうち、視覚障害者情報提供施設
- 指定管理者 公益財団法人宮崎県視覚障害者福祉協会
- 指定期間 令和3年4月1日～令和6年3月31日（3年間）

(2) 施設利用状況

指 標	令和2年度	令和3年度	令和4年度
施設利用者数（単位：人）	4,616	5,818	8,005

(3) 施設収支状況

（単位：千円）

内 容	令和2年度	令和3年度	令和4年度
収 入(a)	26,104	26,872	26,886
うち指定管理料	26,029	26,835	26,835
うち利息・事業収益等	75	37	51
支 出(b)	25,904	27,073	26,979
うち人件費	20,987	22,026	22,166
うち光熱水費	920	1,304	1,652
うちその他（消耗品費、修繕費等）	3,997	3,743	3,161
収支差額(a-b)	200	▲201	▲93

4 その他報告事項

(4)利便性やサービス向上、利用者増の取組

- 福祉機器展等のイベント実施やセンターだよりの発行
- パソコン等のICT機器の利活用に関する教室・相談会の充実化やSDカードによる録音図書貸出の導入
- 利用者目線での職員対応の徹底（利用者満足度調査で職員の接遇について高い評価有り）

(5)評価

当期指定期間は新型コロナウイルス感染拡大による影響を大きく受けたが、コロナ禍における利用者サービス向上や利用者数の増に向けた取組を展開し、施設利用状況及び利用者満足度も概ね良好な状態を維持している。

2 次期の募集方針について

(1)業務の範囲

- 県立視覚障害者センターの利用に関する業務
- 県立視覚障害者センターの維持及び保全に関する業務
- 県立視覚障害者センターにおける視覚障がい者に関する啓発事業の企画運営業務
- 点字図書及び録音図書の貸出及び閲覧に関する業務
- 点字図書及び録音図書の製作、刊行及び受入に関する業務
- 点訳奉仕員及び朗読奉仕員の養成及び指導に関する業務
- 視覚障がい者に対する点字講習、技術訓練その他の教養講習の実施に関する業務
- 視覚障がい者等に対する相談業務
- その他知事が必要と認める業務

(2)指定期間 令和6年4月1日～令和11年3月31日（5年間）

(3)基準価格 年額28,441千円（指定期間総額142,205千円）

※今期と比較し年額1,606千円の増

増減理由：人件費・光熱水費等の見直しのため

(4)募集概要

- 期間 令和5年7月3日～9月4日（約2か月）
- 説明会 令和5年7月21日
- 広報 県公報、県ホームページ、新聞・テレビ・ラジオ、経済団体の会報等

4 その他報告事項

(5) 選定

① 審査の流れ

審査区分	構成	内容
書類審査（9月中旬）	県（施設所管課）	申請書類に基づいて資格審査を実施
指定管理候補者選定委員会による審査（9月下旬）	外部委員のみで構成	書類審査を通過した応募者を対象に、各応募者のプレゼンテーション及びヒアリングを行い、審査を実施
指定管理候補者選定会議による確認（10月上旬）	県（施設所管部局及び指定管理者制度所管部局）	選定委員会の審査結果を、施設所管課において選定基準等に基づき評価した結果と照らし合わせ、候補者（案）が異なっていないかを確認

※指定管理候補者選定会議の確認後、県が指定管理候補者を選定する。

② 指定管理候補者選定委員会委員

委員長	川崎 順子	九州保健福祉大学教授
委員	糸山 秀彦 川瀬 史子 押川 恵子 坂本 雅樹	税理士 視覚障害者センター点訳音訳友の会会長 宮崎県盲ろう者友の会事務局長 宮崎県社会福祉協議会事務局長

③ 指定管理候補者選定会議委員

議長	福祉保健部長
副議長	福祉保健部次長（福祉担当）
委員	こども政策局長 福祉保健課長 障がい福祉課長 こども家庭課長 行政改革推進室長

(6) 選定基準

- ① 施設利用者の平等な利用が確保されること
- ② 事業計画書の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮するものであること
- ③ 事業計画書の内容が、管理運営に係る経費の縮減等を図るものであること
- ④ 事業計画書の内容を着実に実施するために必要な経理的基礎及び管理に関する能力を有するものであること
- ⑤ 事業計画書の内容が、地域への貢献等を図るものであること

4 その他報告事項

(7)審査項目・配点

選定基準	審査項目	配点
①施設の利用者の平等な利用の確保	①施設運営に関する基本方針 ②県が示した管理の基準に対する理解及び対応 ③平等な利用の確保に関する提案	10
②公の施設の効用を最大限に発揮する事業計画	①利用者サービスの向上に関する提案 ②利用者増への取組など施設の効用を最大限に発揮できる提案 ③施設の設置目的の理解と課題の認識 ④指定管理者の業務に対する意欲 ⑤施設の維持管理の適格性 ⑥利用者満足度把握や苦情・要望対応、運営改善への反映	30
③経費の縮減等	①指定期間内に県が支払う指定管理料の提案額 ②業務遂行のための適切な経費の積算 ③管理業務の効率化と経費の縮減に関する考え方・提案	10
④事業計画を着実に実施するための管理運営能力	①必要な体制の確保（適正な組織、人員配置、責任体制） ②職員の能力育成（研修体制） ③継続的に安定した運営が可能な財政的基盤(経営状況)、信頼性 ④過去の類似施設等の運営実績、評価 ⑤事業計画及び収支計画の具体性、適格性、実現可能性、継続性、安定性 ⑥個人情報保護、情報公開への対応 ⑦安全管理、危機管理、リスク管理に対する対応	40
⑤地域への貢献等	①環境保全、環境に配慮した施設管理 ②育児休業制度、介護休暇などの配慮 ③障がい者の就労支援への対応	10
合計		100

4 その他報告事項

次期指定管理候補者の選定について（県立聴覚障害者センター）

障がい福祉課

1 現在の管理運営状況について

(1) 施設の概要

- 施設名 県立聴覚障害者センター
- 設置目的 身体障害者福祉法第34条に規定する視聴覚障害者情報提供施設のうち、聴覚障害者情報提供施設
- 指定管理者 社会福祉法人宮崎県聴覚障害者協会
- 指定期間 令和3年4月1日～令和6年3月31日（3年間）

(2) 施設利用状況

指 標	令和2年度	令和3年度	令和4年度
施設利用者数（単位：人）	2,403	2,099	4,332

(3) 施設収支状況

（単位：千円）

内 容	令和2年度	令和3年度	令和4年度
収 入(a)	25,933	26,391	26,391
うち指定管理料	25,933	26,391	26,391
うち利息収益	0	0	0
支 出(b)	25,933	26,391	26,391
うち人件費	23,500	23,438	23,548
うち光熱水費	911	1,000	1,511
うちその他（消耗品費、修繕費等）	1,522	1,953	1,332
収支差額(a-b)	0	0	0

4 その他報告事項

(4)利便性やサービス向上、利用者増の取組

- 手話フェスティバル等のイベント実施やセンターだよりの発行
- 遠隔手話サービスの活用・体験会の実施やZoomを用いた手話講習会等の運営
- 利用者目線での職員対応の徹底（利用者満足度調査で職員の接遇について高い評価有り）

(5)評価

当期指定期間は新型コロナウイルス感染拡大による影響を大きく受けたが、コロナ禍における利用者サービス向上や利用者数の増に向けた取組を展開し、施設利用状況及び利用者満足度も概ね良好な状態を維持している。

2 次期の募集方針について

(1)業務の範囲

- 県立聴覚障害者センターの利用に関する業務
- 県立聴覚障害者センターの維持及び保全に関する業務
- 県立聴覚障害者センターにおける聴覚障がい者に関する啓発事業の企画運営業務
- 聴覚障がい者用字幕（手話）入りDVD等の製作及び貸出業務
- 手話奉仕員、要約筆記奉仕員等の養成及び派遣に関する業務
- 聴覚障がい者等に対する手話講習、技術訓練その他の教養講習の実施に関する業務
- 聴覚障がい者等に対する相談業務
- その他知事が必要と認める業務

(2)指定期間 令和6年4月1日～令和11年3月31日（5年間）

(3)基準価格 年額27,335千円（指定期間総額136,675千円）

※今期と比較し年額944千円の増

増減理由：人件費・光熱水費等の見直しのため

(4)募集概要

- 期間 令和5年7月3日～9月4日（約2か月）
- 説明会 令和5年7月21日
- 広報 県公報、県ホームページ、新聞・テレビ・ラジオ、経済団体の会報等

4 その他報告事項

(5) 選定

① 審査の流れ

審査区分	構成	内容
書類審査（9月中旬）	県（施設所管課）	申請書類に基づいて資格審査を実施
指定管理候補者選定委員会による審査（9月下旬）	外部委員のみで構成	書類審査を通過した応募者を対象に、各応募者のプレゼンテーション及びヒアリングを行い、審査を実施
指定管理候補者選定会議による確認（10月上旬）	県（施設所管部局及び指定管理者制度所管部局）	選定委員会の審査結果を、施設所管課において選定基準等に基づき評価した結果と照らし合わせ、候補者（案）が異なっていないかを確認

※指定管理候補者選定会議の確認後、県が指定管理候補者を選定する。

② 指定管理候補者選定委員会委員

委員長	川崎 順子	九州保健福祉大学教授
委員	糸山 秀彦 川瀬 史子 押川 恵子 坂本 雅樹	税理士 視覚障害者センター点訳音訳友 の会会長 宮崎県盲ろう者友の会事務局長 宮崎県社会福祉協議会事務局長

③ 指定管理候補者選定会議委員

議長	福祉保健部長
副議長	福祉保健部次長（福祉担当）
委員	こども政策局長 福祉保健課長 障がい福祉課長 こども家庭課長 行政改革推進室長

(6) 選定基準

- ① 施設利用者の平等な利用が確保されること
- ② 事業計画書の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮するものであること
- ③ 事業計画書の内容が、管理運営に係る経費の縮減等を図るものであること
- ④ 事業計画書の内容を着実に実施するために必要な経理的基礎及び管理に関する能力を有するものであること
- ⑤ 事業計画書の内容が、地域への貢献等を図るものであること

4 その他報告事項

(7)審査項目・配点

選定基準	審査項目	配点
①施設の利用者の平等な利用の確保	①施設運営に関する基本方針 ②県が示した管理の基準に対する理解及び対応 ③平等な利用の確保に関する提案	10
②公の施設の効用を最大限に発揮する事業計画	①利用者サービスの向上に関する提案 ②利用者増への取組など施設の効用を最大限に発揮できる提案 ③施設の設置目的の理解と課題の認識 ④指定管理者の業務に対する意欲 ⑤施設の維持管理の適格性 ⑥利用者満足度把握や苦情・要望対応、運営改善への反映	30
③経費の縮減等	①指定期間内に県が支払う指定管理料の提案額 ②業務遂行のための適切な経費の積算 ③管理業務の効率化と経費の縮減に関する考え方・提案	10
④事業計画を着実に実施するための管理運営能力	①必要な体制の確保（適正な組織、人員配置、責任体制） ②職員の能力育成（研修体制） ③継続的に安定した運営が可能な財政的基盤(経営状況)、信頼性 ④過去の類似施設等の運営実績、評価 ⑤事業計画及び収支計画の具体性、適格性、実現可能性、継続性、安定性 ⑥個人情報保護、情報公開への対応 ⑦安全管理、危機管理、リスク管理に対する対応	40
⑤地域への貢献等	①環境保全、環境に配慮した施設管理 ②育児休業制度、介護休暇などの配慮 ③障がい者の就労支援への対応	10
合計		100

4 その他報告事項

次期指定管理候補者の選定について（宮崎県青少年自然の家）

こども家庭課

1 現在の管理運営状況について

(1) 施設の概要

- 施設名
宮崎県青少年自然の家（以下の3施設）
（青島青少年自然の家、むかばき青少年自然の家、御池青少年自然の家）
- 設置目的
青少年の健全育成を図るための集団宿泊研修施設
- 指定管理者
学校法人宮崎総合学院
- 指定期間
令和元年4月1日～令和6年3月31日（5年間）

(2) 施設利用状況

施設名	指標	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
青島 青少年自然の家	利用団体数（件）	559	549	425	310	496
	延べ利用者数（人）	68,156	63,142	24,961	24,787	38,064
むかばき 青少年自然の家	利用団体数（件）	542	472	271	244	322
	延べ利用者数（人）	36,690	31,601	11,020	12,644	15,976
御池 青少年自然の家	利用団体数（件）	362	390	177	171	231
	延べ利用者数（人）	35,161	34,689	10,892	10,075	13,350
合計	利用団体数（件）	1,463	1,411	873	725	1,049
	延べ利用者数（人）	140,007	129,432	46,873	47,506	67,390

4 その他報告事項

(3) 施設収支状況

(単位：千円)

施設名	内容	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
青島	収入 (a)	123,886	129,527	124,568	129,444	130,722
	うち指定管理料	116,229	122,940	123,056	126,400	126,400
	うち利用料金	3,454	2,655	395	504	1,079
	支出 (b)	123,825	129,473	124,389	129,270	130,660
	収支差額 (a - b)	61	54	179	174	62
むかばき	収入 (a)	78,577	82,692	79,320	85,094	83,059
	うち指定管理料	75,086	79,421	78,370	81,605	81,605
	うち利用料金	1,357	1,218	275	272	407
	支出 (b)	78,514	82,641	79,238	85,020	83,003
	収支差額 (a - b)	63	51	82	74	56
御池	収入 (a)	80,349	85,036	87,148	84,090	82,505
	うち指定管理料	78,171	82,684	86,499	81,570	81,570
	うち利用料金	1,033	1,126	149	285	264
	支出 (b)	80,300	84,986	87,073	84,022	82,449
	収支差額 (a - b)	49	50	75	68	56
合計	収入 (a)	282,812	297,255	291,036	298,628	296,286
	うち指定管理料	291,036	285,045	287,925	289,757	289,575
	うち利用料金	5,843	4,999	819	1,061	1,750
	支出 (b)	282,639	297,100	290,699	298,313	296,112
	収支差額 (a - b)	173	155	336	315	174

4 その他報告事項

(4) 利便性やサービス向上、利用者増の取組

- 年中無休化
- 利用者アンケートによる利用者満足度調査の実施
- 主催事業の充実
- ホームページの充実
- 研修による職員の資質向上
- 送迎バスの運行（むかばき、御池）

(5) 評価

施設利用の年中無休化やマイクロバスによる送迎等の利便性の向上、施設の特徴を生かした魅力ある主催事業の実施等により、利用者の満足度が高い。

2 次期の募集方針について

(1) 業務の範囲

- 宮崎県青少年自然の家の利用に関する業務
- 宮崎県青少年自然の家の維持及び保全に関する業務
- 宮崎県青少年自然の家及び周辺の自然環境を生かした自然体験活動等の実施に関する業務
- 利用団体の利用目的に応じた研修活動の計画及び実施に関する助言、実技指導等に関する業務
- その他知事が必要と認める業務

(2) 指定期間

令和6年4月1日～令和11年3月31日（5年間）

(3) 基準価格

年額308,132千円（指定期間総額1,540,660千円）

※ 今期と比較し、年額18,557千円の増額

【増減理由】昨今のエネルギーの物価高騰の影響、施設の老朽化に伴う修繕費の増

(4) 募集概要

- 期間 令和5年7月6日～令和5年9月7日（約2か月）
- 説明会 令和5年7月25日～28日
- 広報 県公報、県ホームページ、新聞・テレビ・ラジオ、経済団体の会報等

4 その他報告事項

(5) 選定

① 審査の流れ

審査区分	構成	内容
書類審査（9月中旬）	県（こども家庭課）	申請書類に基づいて資格審査を実施
指定管理候補者選定委員会による審査（9月下旬）	外部委員のみで構成	書類審査を通過した応募者を対象に、各応募者のプレゼンテーション及びヒアリングを行い、審査を実施
指定管理候補者選定会議による確認（10月上旬）	県（福祉保健部、総務部、教育委員会）	選定委員会の審査結果を、施設所管課において選定基準等に基づき評価した結果と照らし合わせ、候補者（案）が異なっていないかを確認

※ 指定管理候補者選定会議の確認後、県が指定管理候補者を選定する。

② 指定管理候補者選定委員会委員

委員長	佐保 忠智	南九州短期大学名誉教授
委員	田中 克弥	公認会計士
	丸目 直美	宮崎県青少年団体連絡協議会事務局長
	甲斐 周作	宮崎市立広瀬小学校校長
	三田 明生	宮崎市立田野中学校校長

③ 指定管理候補者選定会議委員

議長	福祉保健部長
副議長	こども政策局長
委員	福祉保健課長
	こども家庭課長
	行政改革推進室長 生涯学習課長

(6) 選定基準

- ① 運営に関する基本方針が示され、青少年自然の家管理規則及び少年自然の家管理規則で定める利用対象者の平等な利用が確保されていること
- ② 事業計画書の内容が、青少年自然の家の効用を最大限に発揮するものであること
- ③ 事業計画書の内容が、管理運営に係る経費の縮減を図るものであること
- ④ 事業計画書の内容を確実に実施するために必要な経理的基礎及び管理に関する能力を有するものであること
- ⑤ 環境への配慮、育児休業制度など子育てに配慮した取組み、障がい者雇用等に対する団体としての取組が図られていること

4 その他報告事項

(7) 審査項目・配点

選定基準	審査項目	配点
①運営に関する基本方針及び青少年自然の家管理規則で定める利用対象者の平等な利用の確保等	①施設運営に関する基本方針 ②平等な利用の確保等	15
②青少年自然の家の効用を最大限に発揮する事業計画	①利用者満足度把握や苦情・要望対応、運営改善への反映 ②青少年健全育成や施設のPR、職員の資質向上等に寄与する魅力的かつ実行可能な主催事業の提案 ③青少年健全育成のために効果的かつ実行可能な各種研修活動の提案 ④休所日に関する提案 ⑤利用者サービス向上に関する取組み及び利用者数確保への取組みに関する提案 ⑥施設等の維持管理の適格性	30
③経費の縮減等	①指定期間内に県が支払う委託料の提案額 ②業務遂行のための適切な経費の積算 ③管理業務の効率化と経費の縮減に関する考え方・提案	15
④事業計画の内容を確実に実施するために必要な経理的基礎及び管理に関する能力を有すること	①必要な体制の確保（適正な組織、人員配置、責任体制、職員の能力育成） ②継続的に安定した運営が可能な財政的基盤 ③過去の類似事業の実績、評価 ④安全管理、危機管理、個人情報保護等への対応	35
⑤地域への貢献等	①環境への配慮、育児休業制度など子育てに配慮した取組、障がい者雇用等に対する団体としての取組	5
合 計		100

4 その他報告事項

令和4年の自殺者数等の状況について

福祉保健課

厚生労働省「人口動態統計」(概数)

	自殺者数	自殺死亡率 (人口10万人あたりの自殺者数)
全国	21,238人 (前年比 947人 4.7%増)	17.4人 (前年比 0.9人増)
宮崎	213人 (前年比 6人 2.9%増)	20.4人 (前年比 0.8人増) 全国3番目の高さ

図1 自殺者数の推移

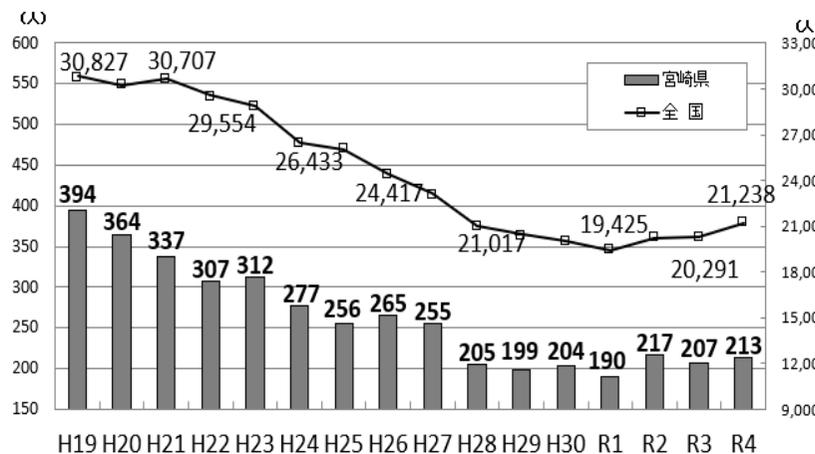
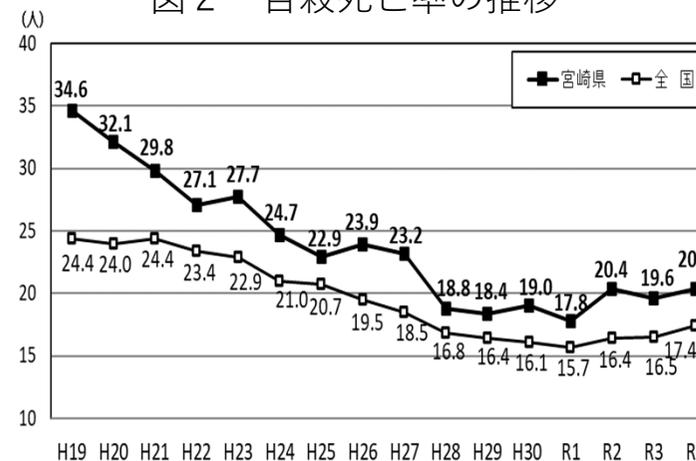


図2 自殺死亡率の推移



4 その他報告事項

主な自殺対策の取組**一次予防(普及啓発・人材育成等)**

- (1) 悩み持つ方（今年度は特に中高年層）に向けた普及広報
- (2) 家族や職場で身近な方の異変に気づいた場合の声のかけ方等の普及
- (3) こころの悩みを持つ方々の相談窓口をまとめた電話帳作成やポータルサイトの運営
- (4) 医師、看護師、介護専門員等に向けた研修の実施
- (5) 児童生徒に対するSOSの出し方に関する教育推進（教育委員会）

二次予防(ハイリスク者の早期発見・早期対応、相談対応)

- (1) さまざまな専門家に一度に相談できるワンストップ相談会の開催
- (2) 夜間電話の相談対応
- (3) がんや難病で悩んでいる方からの相談対応、依存症患者やその家族への相談対応

三次予防（自殺企図者や自死遺族に対する支援）

- (1) 自殺企図者本人又は家族から同意が得られた場合に、警察・福祉保健課・各保健所で情報を共有し、保健所からフォローアップを実施
- (2) 自殺で家族を亡くした自死遺族等が気持ちを分かち合う「つどい」の開催、遺族が必要とする支援の情報提供

4 その他報告事項

コロナ禍における子どもの貧困緊急実態調査結果について

福祉保健課

1. 調査の概要

(1) 目的

新型コロナの長期化が生活困窮世帯の子どもに与える影響が懸念されるため、実態調査を実施することで、生活状況や必要とされるニーズを把握するとともに、その結果を行政、関係機関及び関係団体と共有し、きめ細かな施策の運用を図る。

(2) 対象

無作為抽出した県内の中学2年生及びその保護者の約半数（5,500組）

(3) 方法

調査票2種（中学生票・22問、保護者票・28問）を郵送し、紙で郵送又はオンライン回答の選択制により回収。

(4) 調査期間

令和4年10月31日から11月30日まで

(5) 回答数

調査対象世帯数： 5,500世帯
有効回答数： 1,944組
回答率： 35.3%

(6) その他

調査における質問項目及び分析に際しては、「令和3年子供の生活状況調査の分析報告書（内閣府）」を基本とした。

4 その他報告事項

コロナ禍における子どもの貧困緊急実態調査結果について

【主な調査結果】

福祉保健課

(保護者の状況)

表1

	全国	本県
世帯収入の平均(※「等価世帯収入」の中央値)	317.54万円	245.97万円
上記平均の1/2未満の世帯(以下「1/2未満世帯」)の割合	12.4%	12.0%

※「等価世帯収入」
年間収入の回答の選択肢の中央値をその世帯の収入の値とし(例：「50～100万円未満」であれば75万円)、同居家族の人数の平方根をとったもので除した値。

表2

	全国	本県		
		全体	1/2未満世帯	ひとり親世帯
ひとり親世帯の割合	12.5%	15.0%	49.4%	—
生活が「苦しい・大変苦しい」世帯の割合	25.3%	30.1%	72.1%	55.3%
大卒以上の進学を希望する世帯の割合	50.1%	42.6%	17.2%	22.0%
コロナ前と比較し収入の減少した世帯の割合	32.5%	25.8%	48.9%	31.3%

表3

	就学援助	児童扶養手当	生活保護
1/2未満世帯における支援の利用状況	54.1%	46.4%	6.0%
ひとり親世帯における支援の利用状況	51.9%	66.3%	5.5%

4 その他報告事項

コロナ禍における子どもの貧困緊急実態調査結果について

福祉保健課

(子どもの状況)

表 4

	全国	本県		
		全体	1/2未満世帯	ひとり親世帯
毎日(週5日)通学する生徒の割合	—	94.4%	88.8%	87.3%
成績が「やや下の方・下の方」の割合	33.0%	29.0%	46.4%	40.9%
大卒以上の進学を希望する生徒の割合	49.7%	26.4%	12.4%	16.2%
朝食を毎日食べる生徒の割合	82.0%	83.1%	73.0%	70.1%
逆境体験のない生徒の割合	75.5%	76.3%	51.5%	32.6%
おこづかいの平均金額	—	5,211円	4,746円	4,641円
コロナ前と比較し授業の理解度が減った生徒の割合	26.4%	26.7%	38.6%	35.4%

表 5

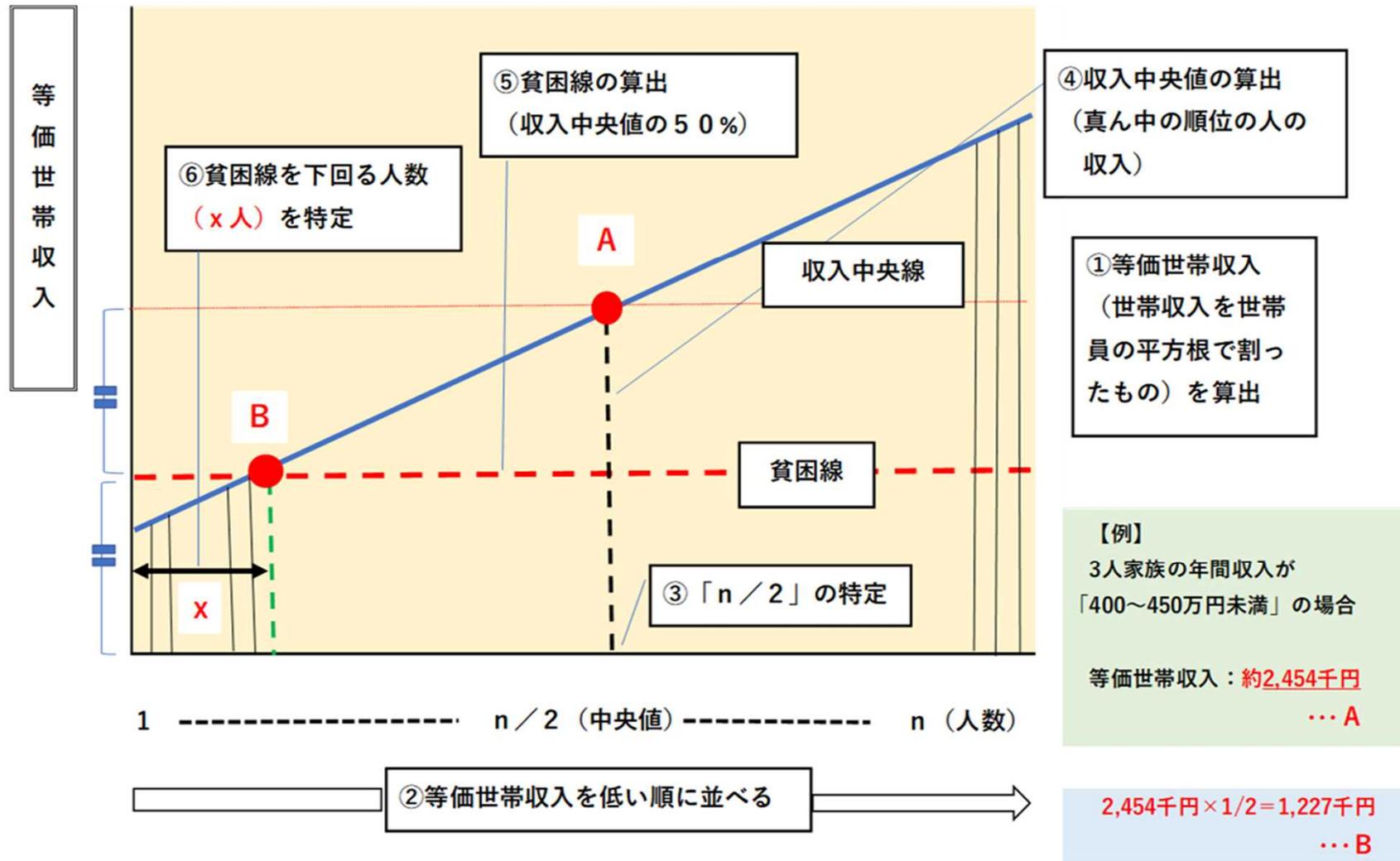
	学習支援	こども食堂	相談場所
1/2未満世帯における支援の利用状況 (利用したことがある生徒の割合)	5.6%	5.6%	2.1%
1/2未満世帯における支援の利用状況 (利用したい生徒の割合)	39.9%	21.5%	18.5%
ひとり親世帯における支援の利用状況 (利用したことがある生徒の割合)	4.8%	5.5%	2.4%
ひとり親世帯における支援の利用状況 (利用したい生徒の割合)	36.1%	18.6%	12.4%

4 その他報告事項

コロナ禍における子どもの貧困緊急実態調査結果について

福祉保健課

【参考】



4 その他報告事項

コロナ禍における子どもの貧困緊急実態調査結果について

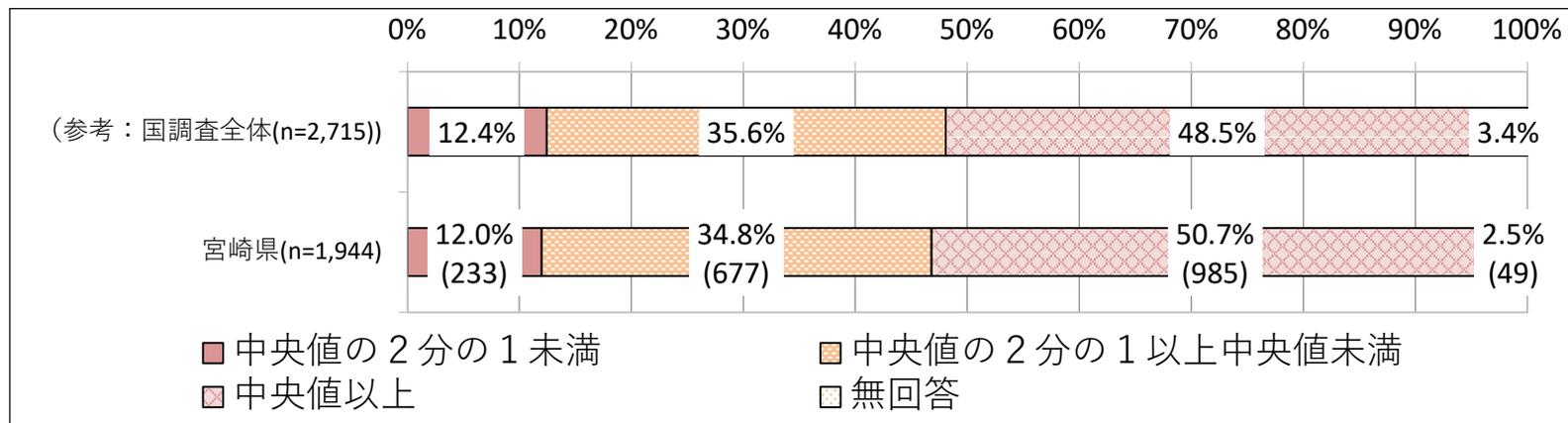
福祉保健課

2. 保護者の生活状況

(1) 世帯収入の分類

令和3年の世帯全員のおおよその年間収入について、家族の人数を踏まえて「等価世帯収入」の水準により分類した※。等価世帯収入の水準が「中央値の2分の1未満」に該当するのは12.0%、「中央値の2分の1以上中央値未満」に該当するのは34.8%、「中央値以上」に該当するのは50.7%であった。

※等価世帯収入等については次ページ参考参照



※ () 内は回答数

本調査における世帯収入（等価世帯収入）の平均の中央値は、245.97万円、中央値の2分の1は122.98万円（参考：全国調査における平均の中央値は317.54万円、中央値の2分の1未満は158.77万円）

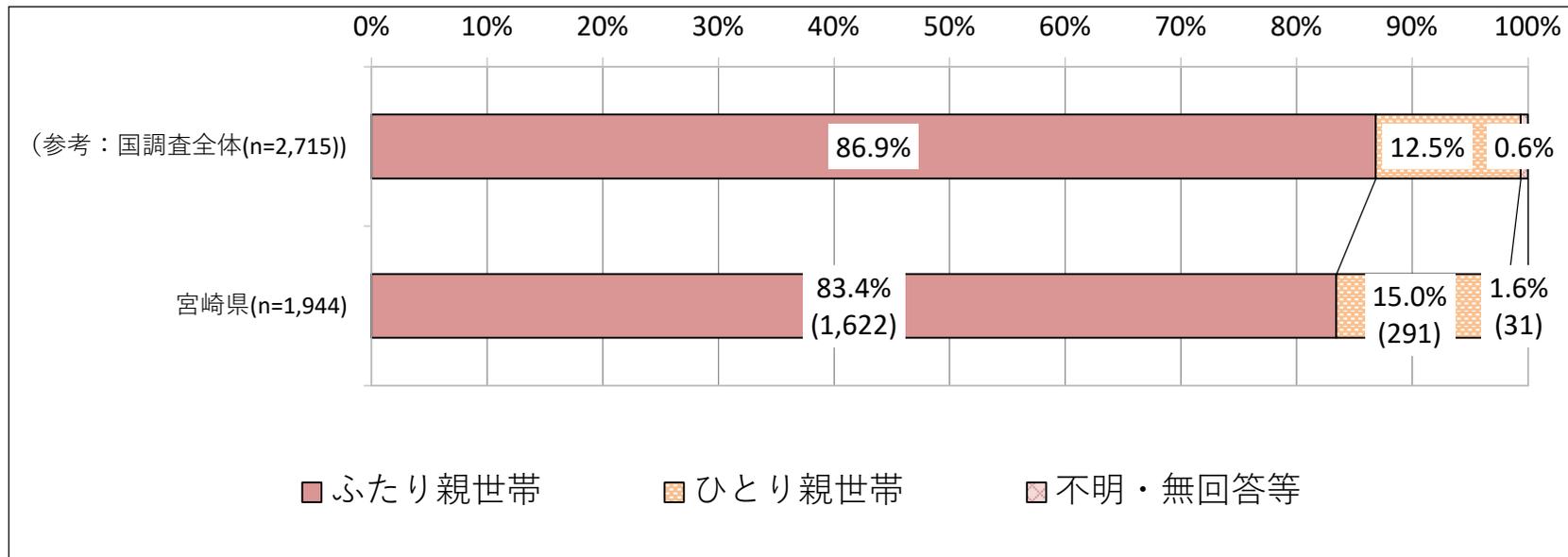
4 その他報告事項

コロナ禍における子どもの貧困緊急実態調査結果について

福祉保健課

(2) 子どもの親の婚姻状況

子どもの親の婚姻状況は、「ふたり親世帯（結婚、再婚、事実婚を含む。）」が83.4%、「ひとり親世帯（離婚、未婚、死別を含む。）」が15.0%となっており、「ひとり親世帯」である割合は、全国調査の結果12.5%と比較して高くなっている。



※ () 内は回答数

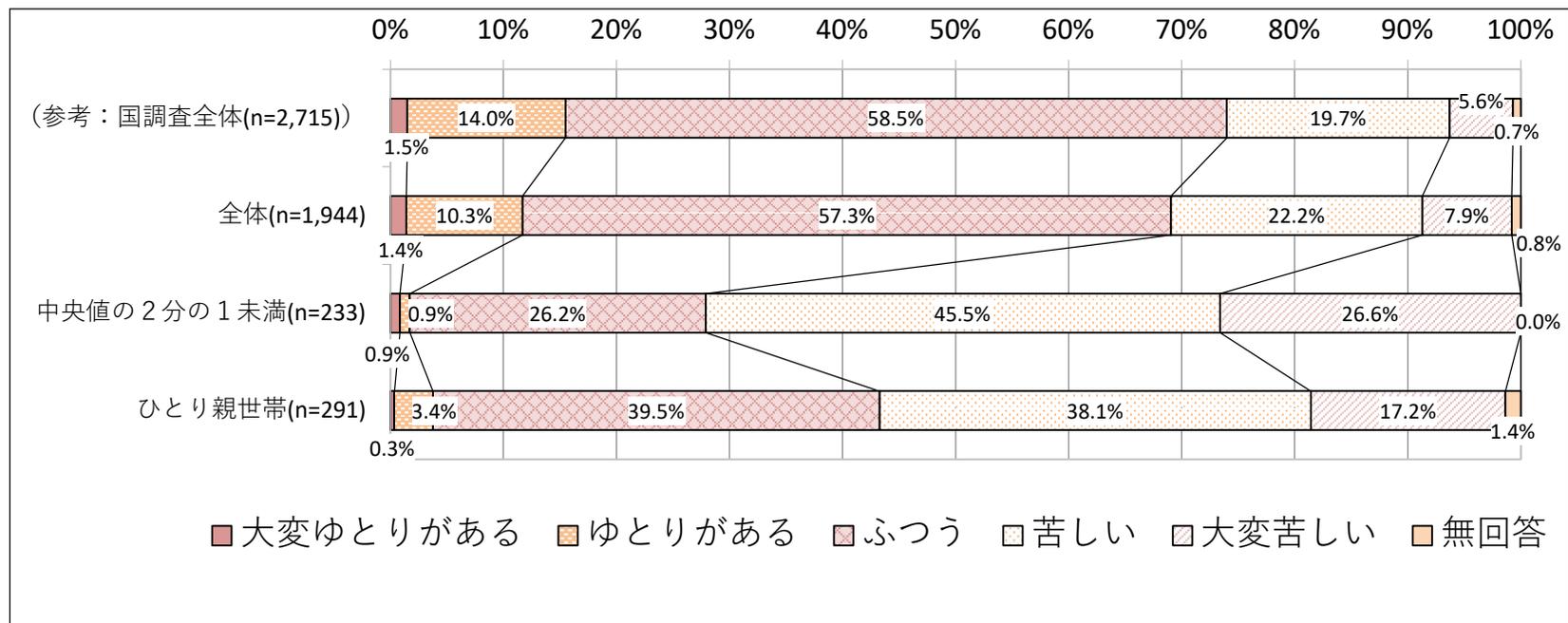
4 その他報告事項

コロナ禍における子どもの貧困緊急実態調査結果について

福祉保健課

(3) 暮らしの状況

現在の暮らしの状況について「苦しい」又は「大変苦しい」と回答した割合は、全体では30.1%であったのに対し、「中央値の2分の1未満の世帯」では72.1%で全体の約2.4倍、「ひとり親世帯」では55.3%で全体の約1.8倍となっている。



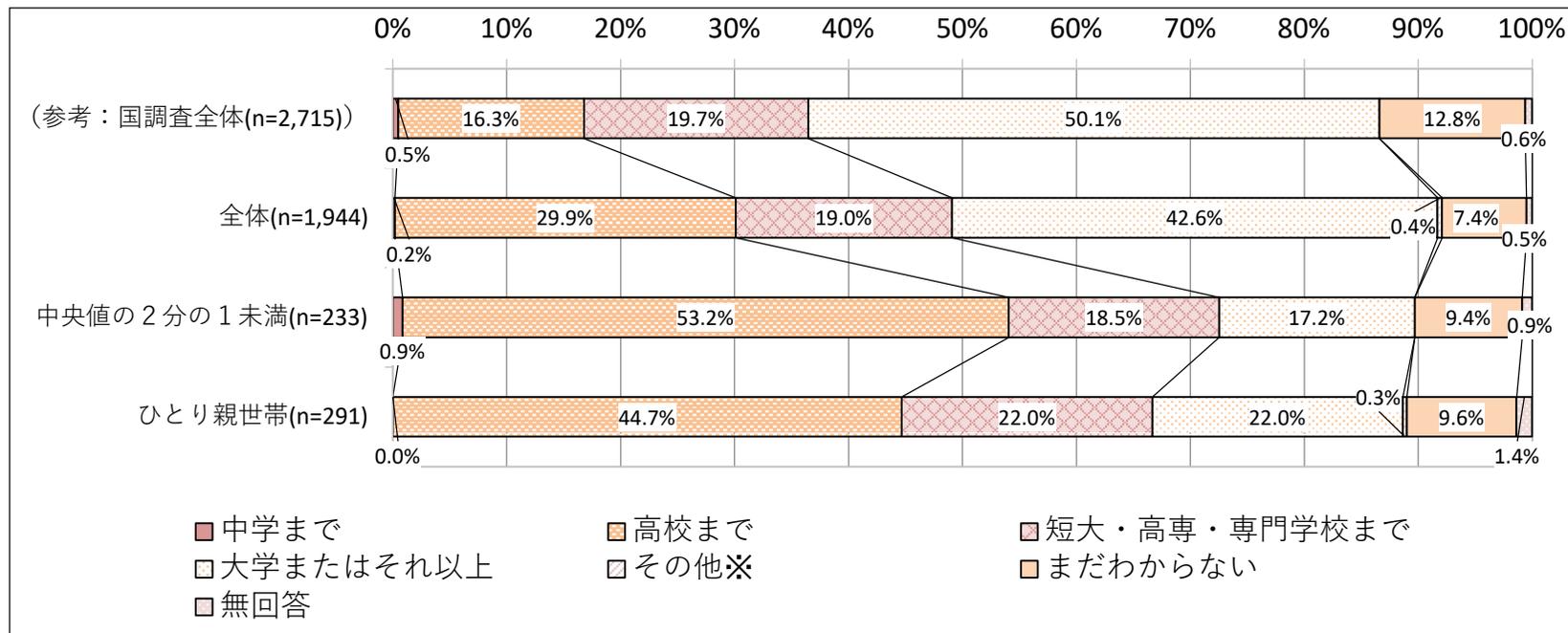
4 その他報告事項

コロナ禍における子どもの貧困緊急実態調査結果について

福祉保健課

(4) 子どもに対する進学段階の希望・展望

大学またはそれ以上と回答した割合は、全体では42.6%であったのに対し、「中央値の2分の1未満」の世帯では17.2%、「ひとり親世帯」では22.0%と、全体と比べて低くなっている。



※「その他」については、全国調査の後、共通調査票に追加された選択肢

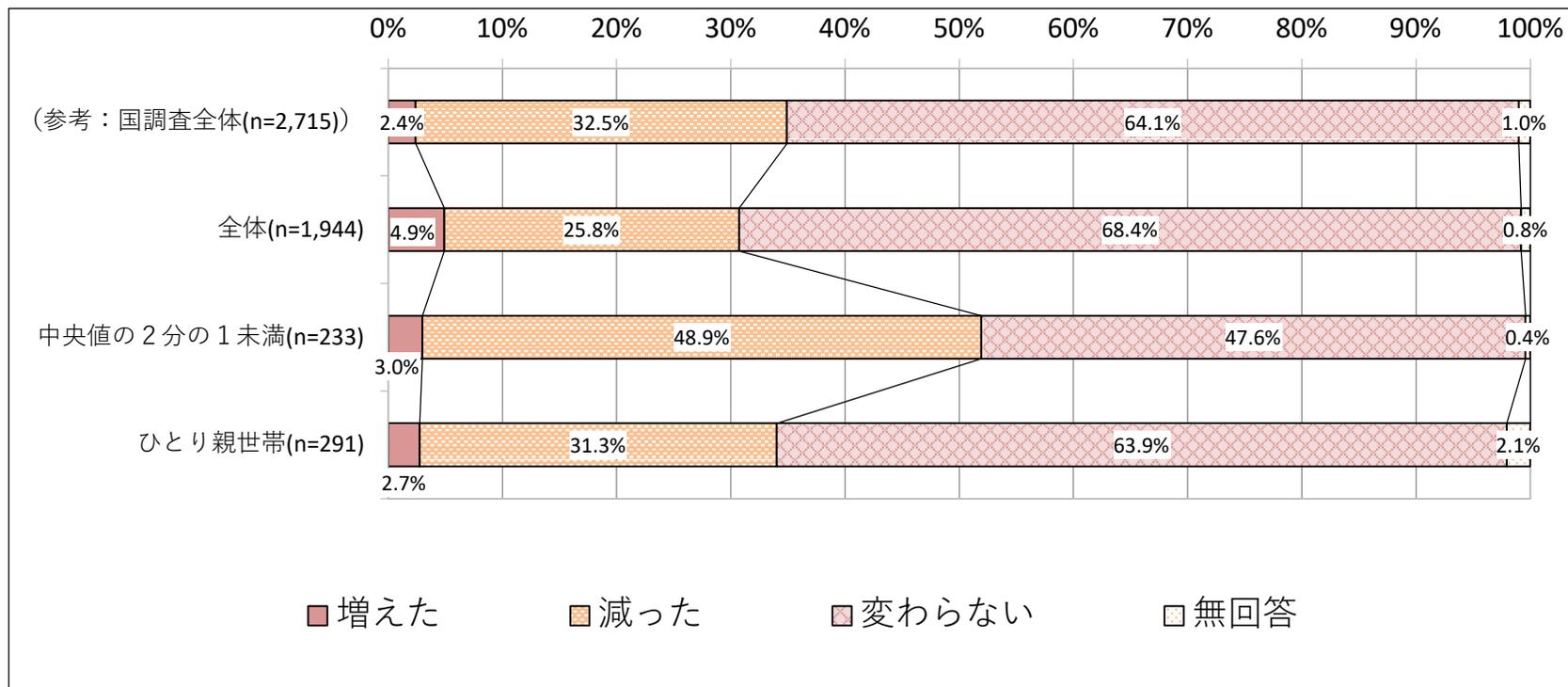
4 その他報告事項

コロナ禍における子どもの貧困緊急実態調査結果について

福祉保健課

(5) 新型コロナウイルス感染症の影響

「世帯全体の収入の変化」について「減った」と回答した割合は、全体では25.8%であったのに対し、等価世帯収入の水準が「中央値の2分の1未満」の世帯では48.9%、「ひとり親世帯」では31.3%と、全体と比べて高くなっている。



4 その他報告事項

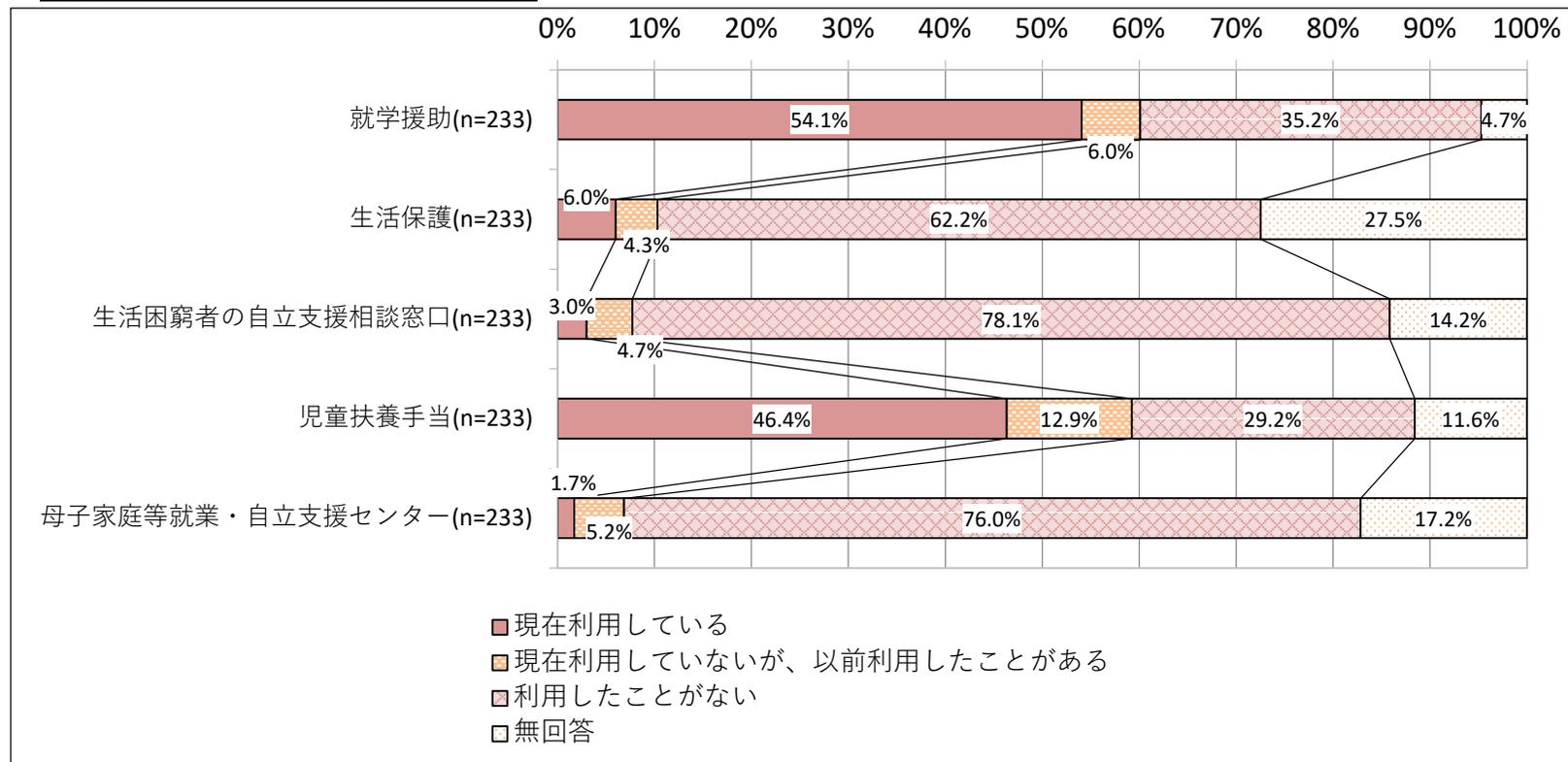
コロナ禍における子どもの貧困緊急実態調査結果について

福祉保健課

(6) 支援の利用状況①

支援制度の現在の利用状況について、「中央値の2分の1未満」の世帯では、「修学援助」が54.1%、「児童扶養手当」は46.4%と5割前後の利用割合となっているが、「生活保護」、「生活困窮者の自立支援相談窓口」、「母子家庭等就業・自立支援センター」の利用割合については、いずれも1割未満と低くなっている。

(中央値の2分の1未満世帯)



4 その他報告事項

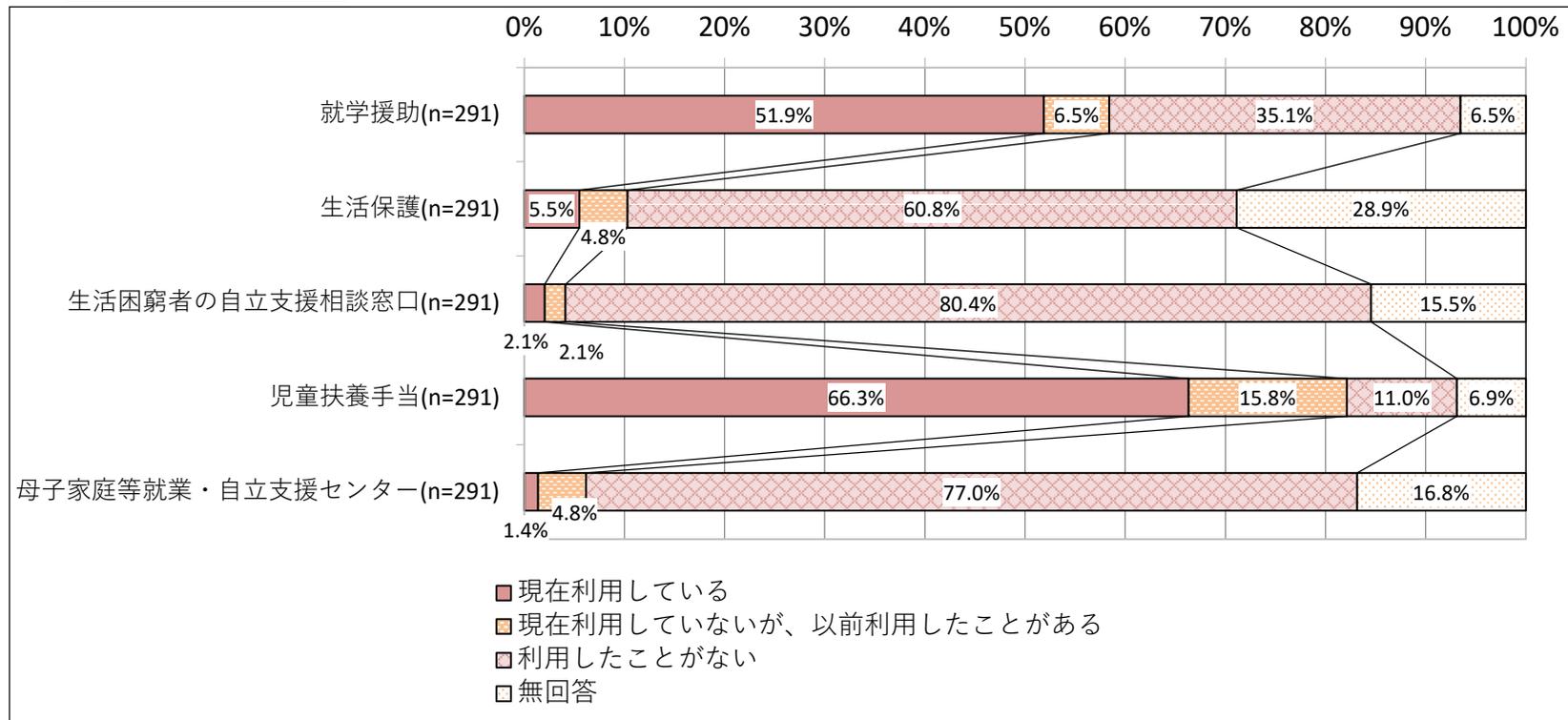
コロナ禍における子どもの貧困緊急実態調査結果について

福祉保健課

(7) 支援の利用状況②

支援制度の現在の利用状況について、「ひとり親世帯」では、「修学援助」が51.9%、「児童扶養手当」は66.3%と5割以上の利用割合となっているが、「生活保護」、「生活困窮者の自立支援相談窓口」、「母子家庭等就業・自立支援センター」の利用割合については、いずれも1割未満と低くなっている。

(ひとり親世帯)



4 その他報告事項

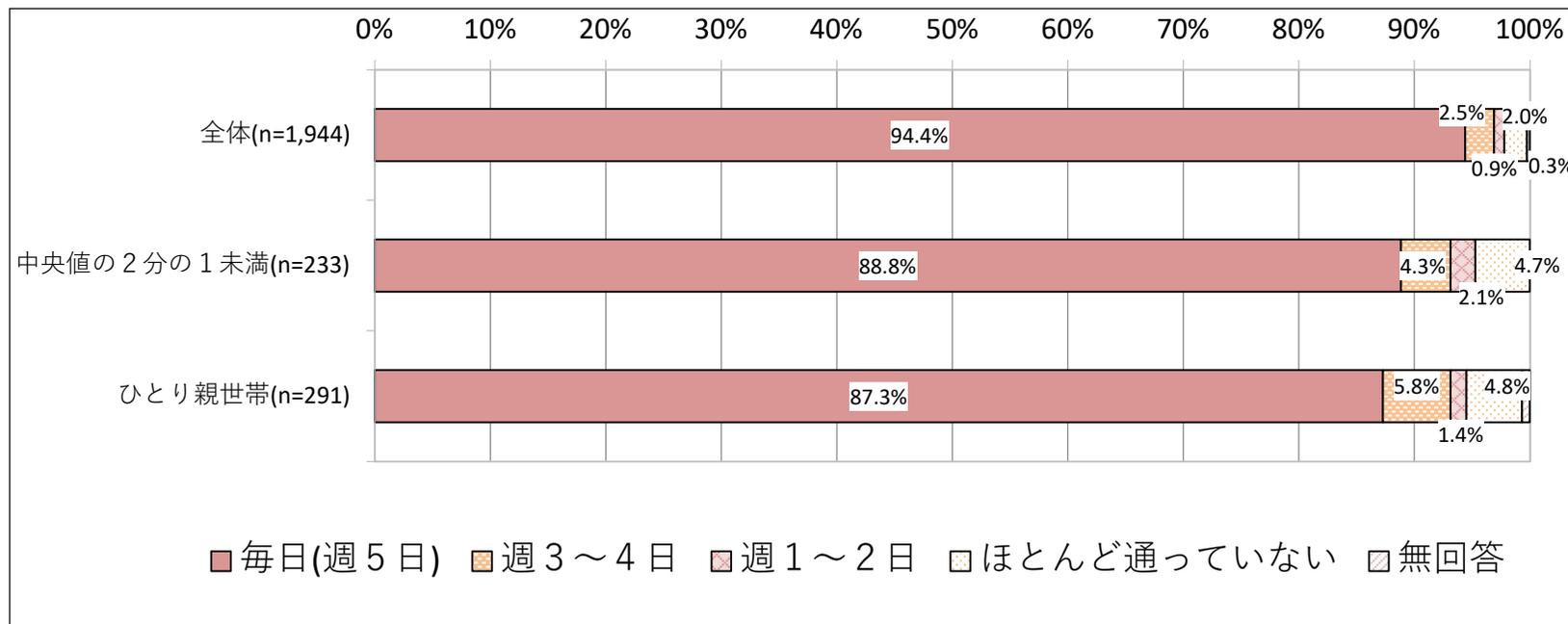
コロナ禍における子どもの貧困緊急実態調査結果について

福祉保健課

3. 子どもの状況

(1) 学校への通学頻度

学校への通学頻度について「毎日（週5日）」と回答した割合は、全体では94.4%であったのに対して、「中央値の2分の1未満」の世帯では88.8%、「ひとり親世帯」では87.3%で全体より低くなった。



※本調査項目については、県調査において独自に行ったもの

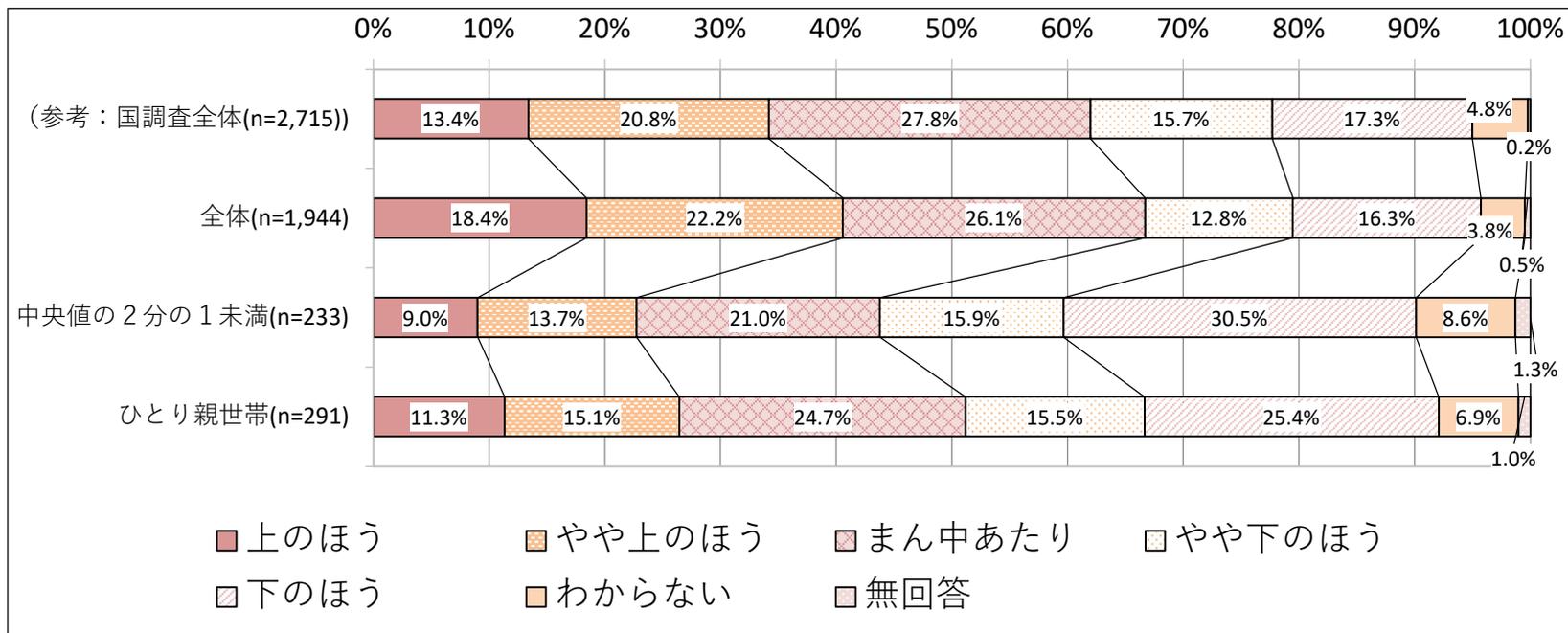
4 その他報告事項

コロナ禍における子どもの貧困緊急実態調査結果について

福祉保健課

(2) 成績の状況

クラス中での成績について「やや下のほう」と「下のほう」を合わせた割合は、全体では29.0%であったのに対し、「中央値の2分の1未満」では46.4%、「ひとり親世帯」では40.9%と全体と比べて割合が高くなった。



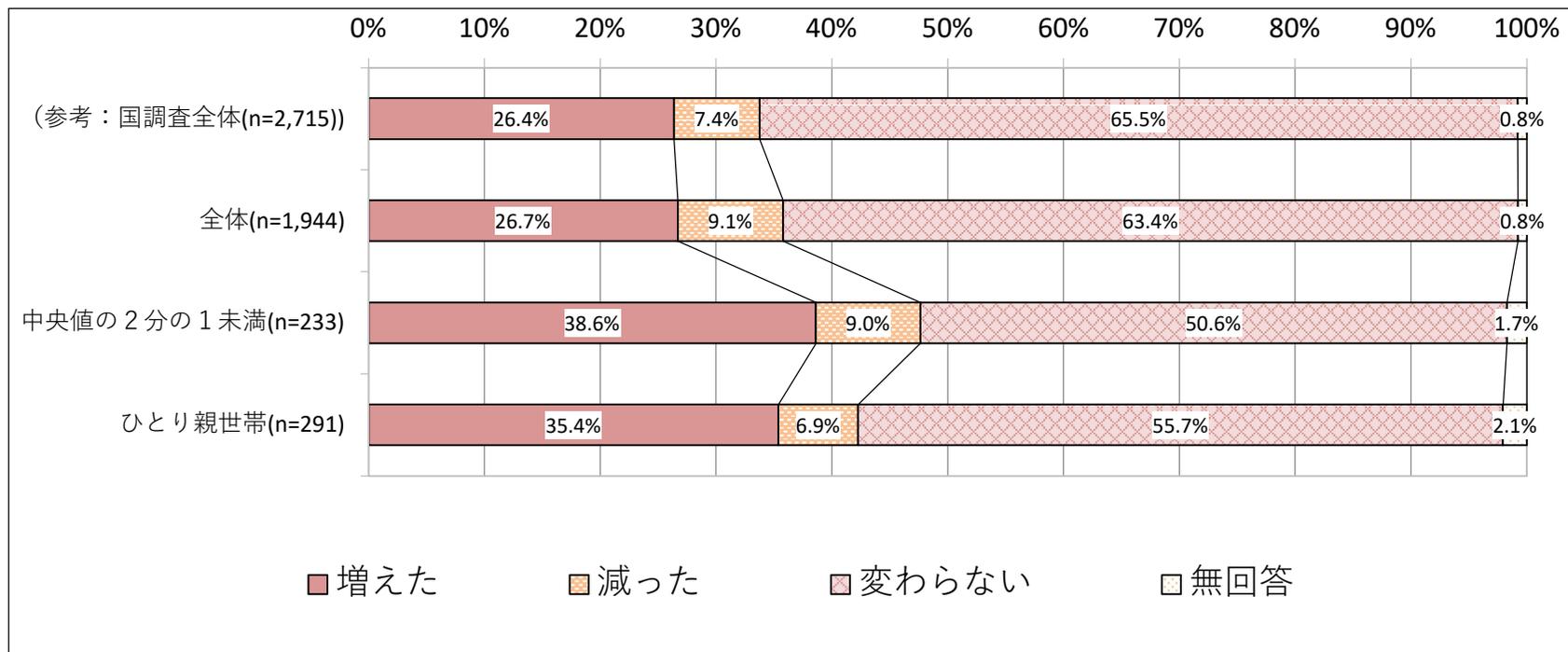
4 その他報告事項

コロナ禍における子どもの貧困緊急実態調査結果について

福祉保健課

(3) 新型コロナウイルス感染症の影響による学業への影響

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、「学校の授業がわからないと感じること」について「増えた」と回答した割合は、全体では26.7%であったのに対し、「中央値の2分の1未満」では38.6%、「ひとり親世帯」では35.4%と全体と比べて割合が高くなった。



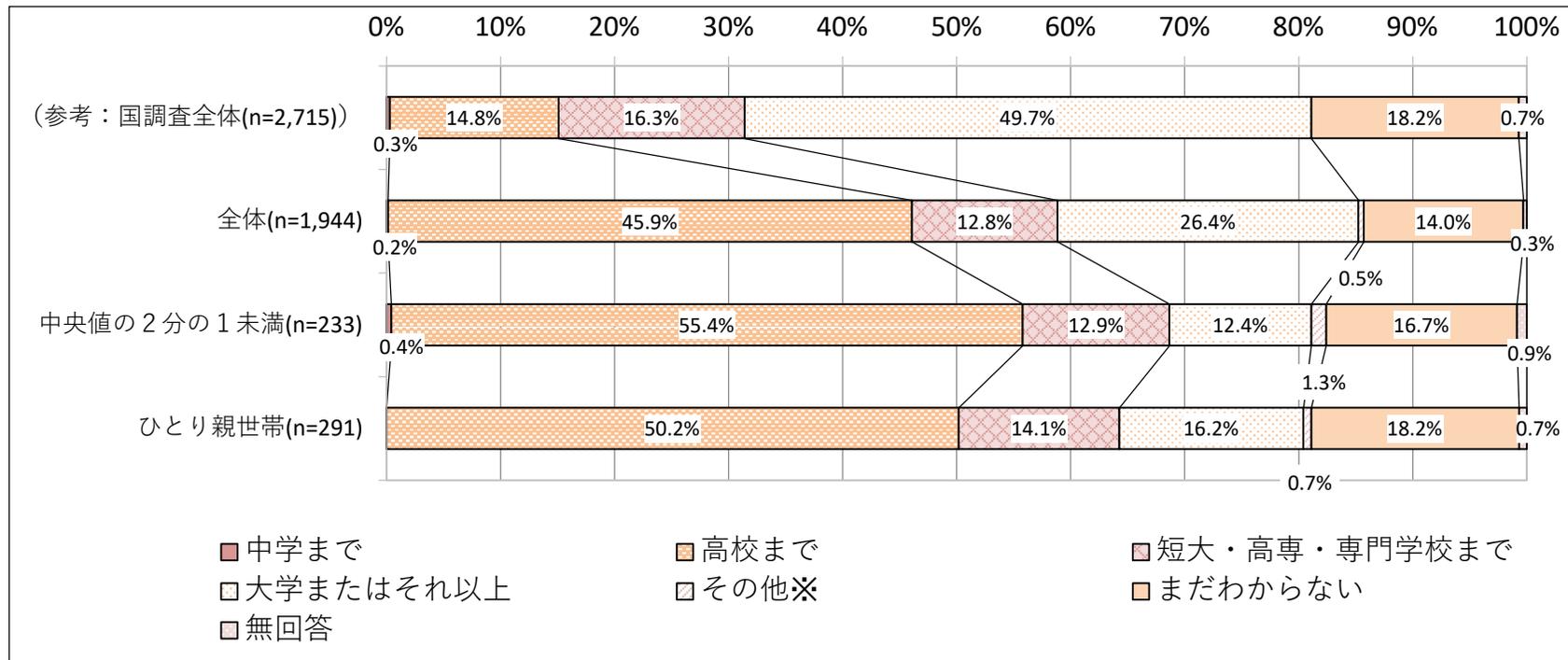
4 その他報告事項

コロナ禍における子どもの貧困緊急実態調査結果について

福祉保健課

(4) 進学希望

「大学またはそれ以上」まで進学したいかについて、全体では26.4%であったのに対し、「中央値の2分の1未満」では12.4%、「ひとり親世帯」では16.2%と全体と比べて割合が低くなった。



※「その他」については、県調査において独自に行ったもの

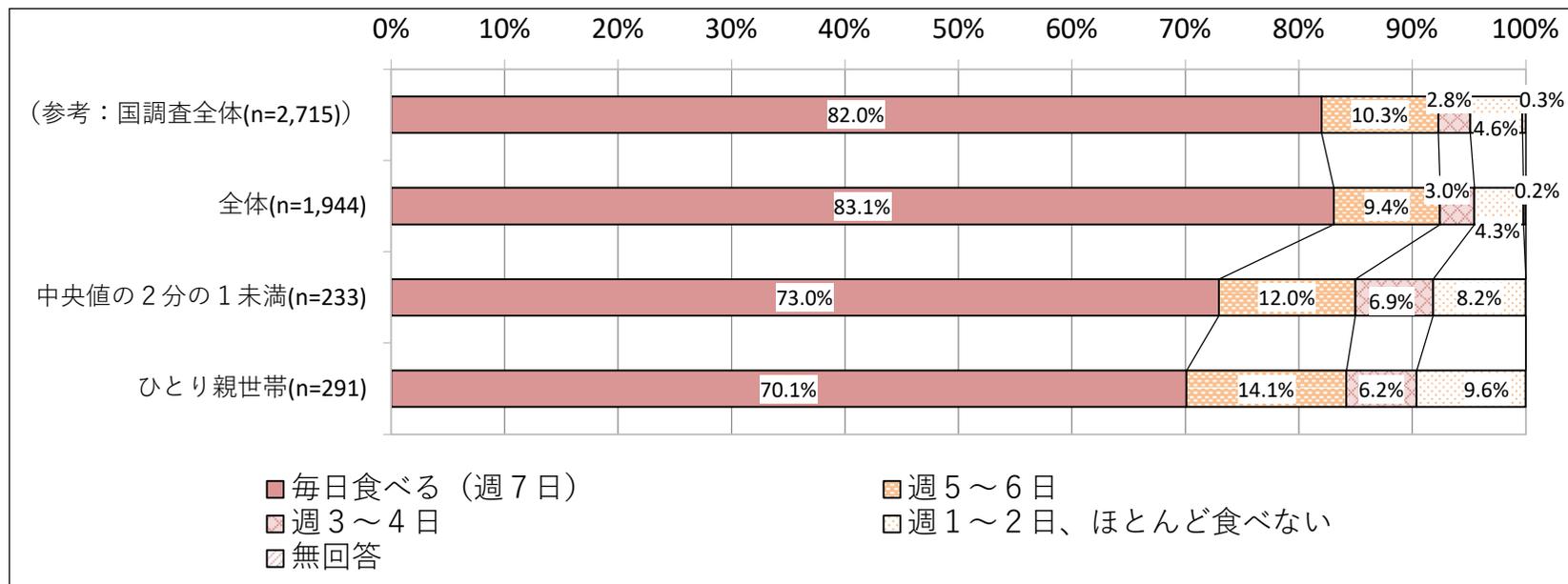
4 その他報告事項

コロナ禍における子どもの貧困緊急実態調査結果について

福祉保健課

(5) 朝食の状況

朝食を毎日食べるかについて、全体では83.1%であったのに対し、「中央値の2分の1未満」では73.0%、「ひとり親世帯」では70.1%と全体と比べて割合が低くなった。



4 その他報告事項

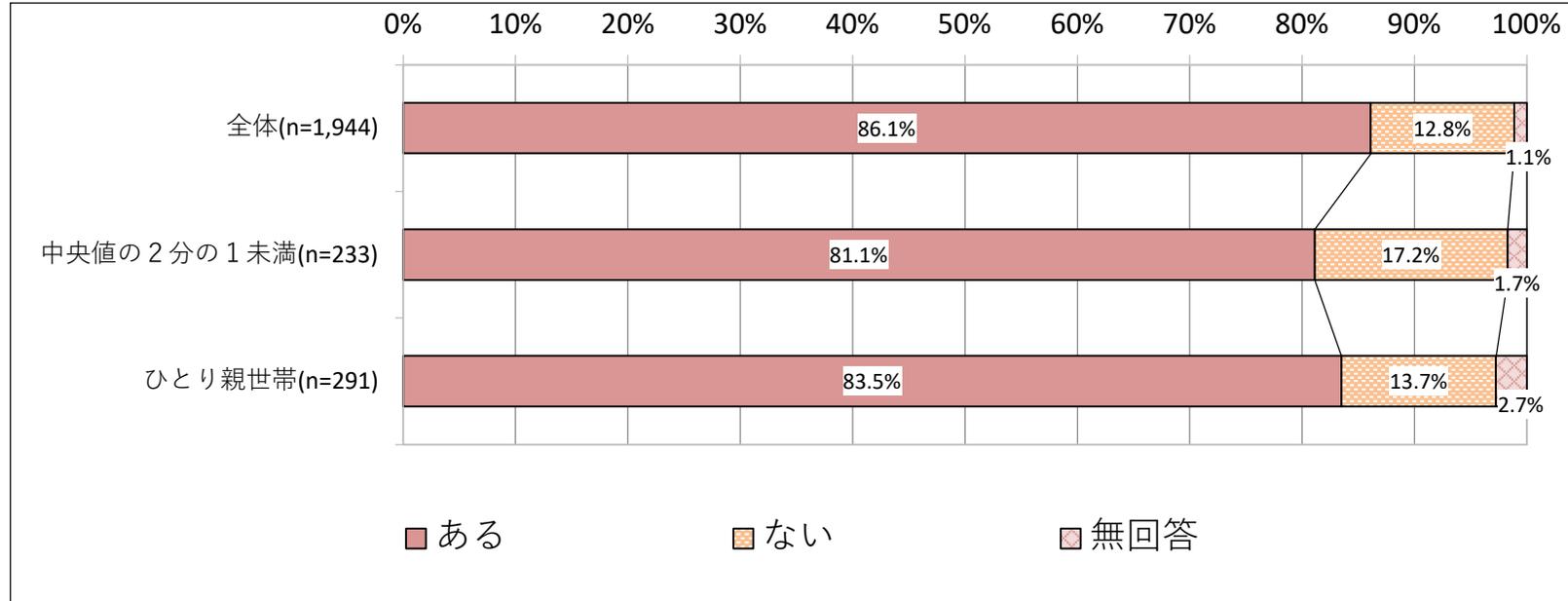
コロナ禍における子どもの貧困緊急実態調査結果について

福祉保健課

(6) 自由に使えるお金（お小遣い）の状況

自由に使えるお金の有無について、「ない」と回答した割合は全体では12.8%であったのに対し、「中央値の2分の1未満」では17.2%、「ひとり親世帯」では13.7%と全体と比べて割合が高くなった。

また、「ある」の平均金額は、全体では5,211円であったのに対して、「中央値の2分の1未満」では4,746円、「ひとり親世帯」では4,641円と全体と比べて低くなった。



※本調査項目については、県調査において独自に行ったもの

4 その他報告事項

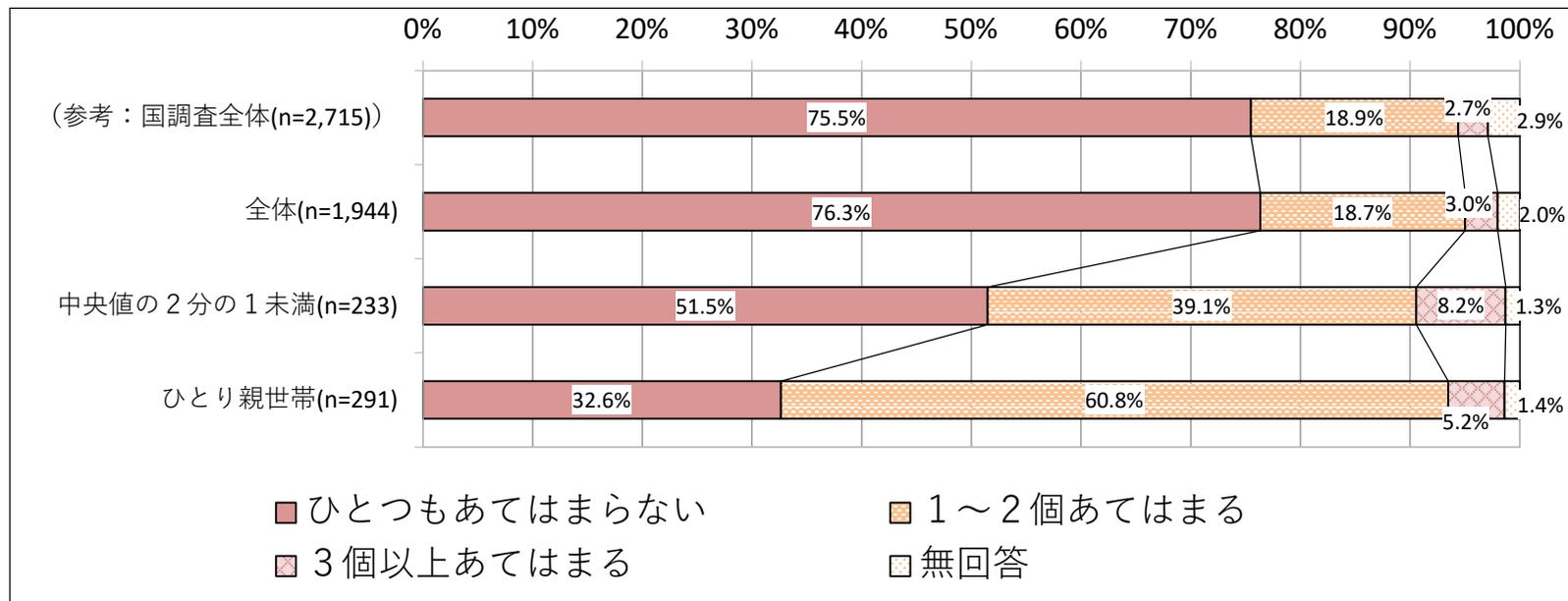
コロナ禍における子どもの貧困緊急実態調査結果について

福祉保健課

(7) 逆境体験の状況

「逆境体験」に関する8項目※について、「ひとつもあてはまらない（0個）」と回答した割合は、全体では76.3%であったのに対し、「中央値の2分の1未満」では51.5%、「ひとり親世帯」では32.6%と全体と比べて割合が低くなった。

※8項目については次ページ参考参照



4 その他報告事項

コロナ禍における子どもの貧困緊急実態調査結果について

福祉保健課

【参考】

(質問)

あなたは今までに、以下のa~hのようなことがありましたか。あてはまる個数を教えてください。

- a. 一緒に住んでいる大人から、あなたの悪口を言い立てられる、けなされる、恥をかかされる、または、身体を傷つけられる危険を感じるようなふるまいをされることがよくある
- b. 一緒に住んでいる大人から、押される、つかまれる、たたかれる、物を投げられるといったことがよくある。またはけがをするほど強くなぐられたことが一度でもある
- c. 家族の誰からも愛されていない、大切にされていない、支えてもらえていないと感じることがある
- d. 必要な食事や衣服を与えられなかったり、自分を守ってくれる人はだれもいないと感じることがある
- e. 両親が、別居または離婚をしたことが一度でもある
- f. 一緒に住んでいる家族が、だれかに押されたり、つかまれたり、けられたりしたことがよくある、または、くり返しなぐられたり、刃物でおどされたことが一度でもある
- g. 一緒に住んでいる人に、お酒を大量に飲んだり麻薬を使ったりして、自分の生活や人間関係を損なうようなふるまいをした人がいる
- h. 一緒に住んでいる人に、うつ病やその他の心の病気の人、または自殺しようとした人がいる

4 その他報告事項

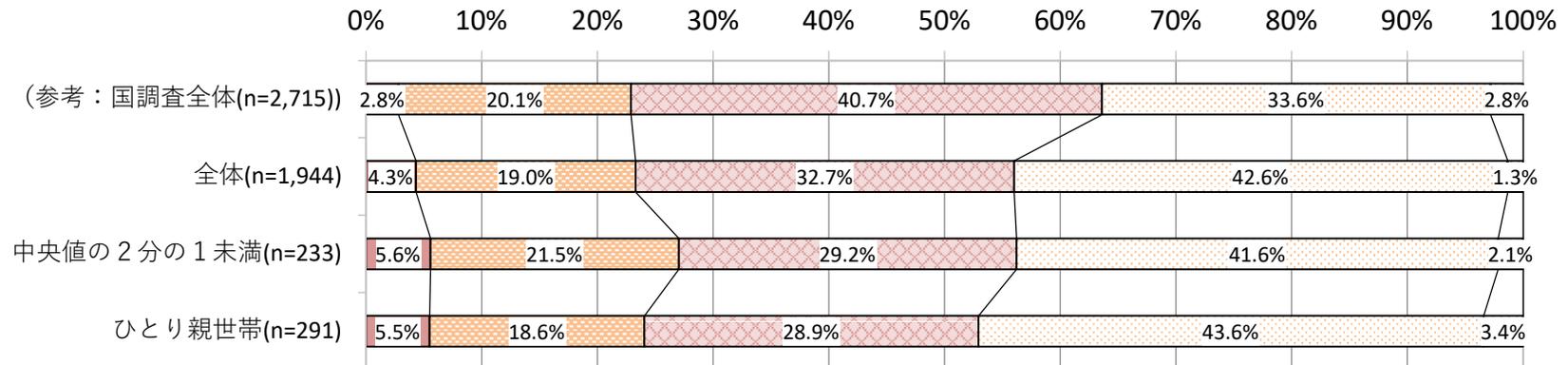
コロナ禍における子どもの貧困緊急実態調査結果について

福祉保健課

(8) 支援の利用状況①

「こども食堂など」について、「利用したことがある」と回答した割合は、全体では4.3%、「中央値の2分の1未満」では5.6%、「ひとり親世帯」では5.5%であった。

また、「利用したことはないが、あれば利用したい」と回答した割合は、全体では19.0%、「中央値の2分の1未満」では21.5%、「ひとり親世帯」では18.6%であった。



- 利用したことがある
- 利用したことはないが、あれば利用したいと思う
- 利用したことはないし、今後も利用したいと思わない
- 利用したことはないが、今後利用したいかどうか分からない
- 無回答

4 その他報告事項

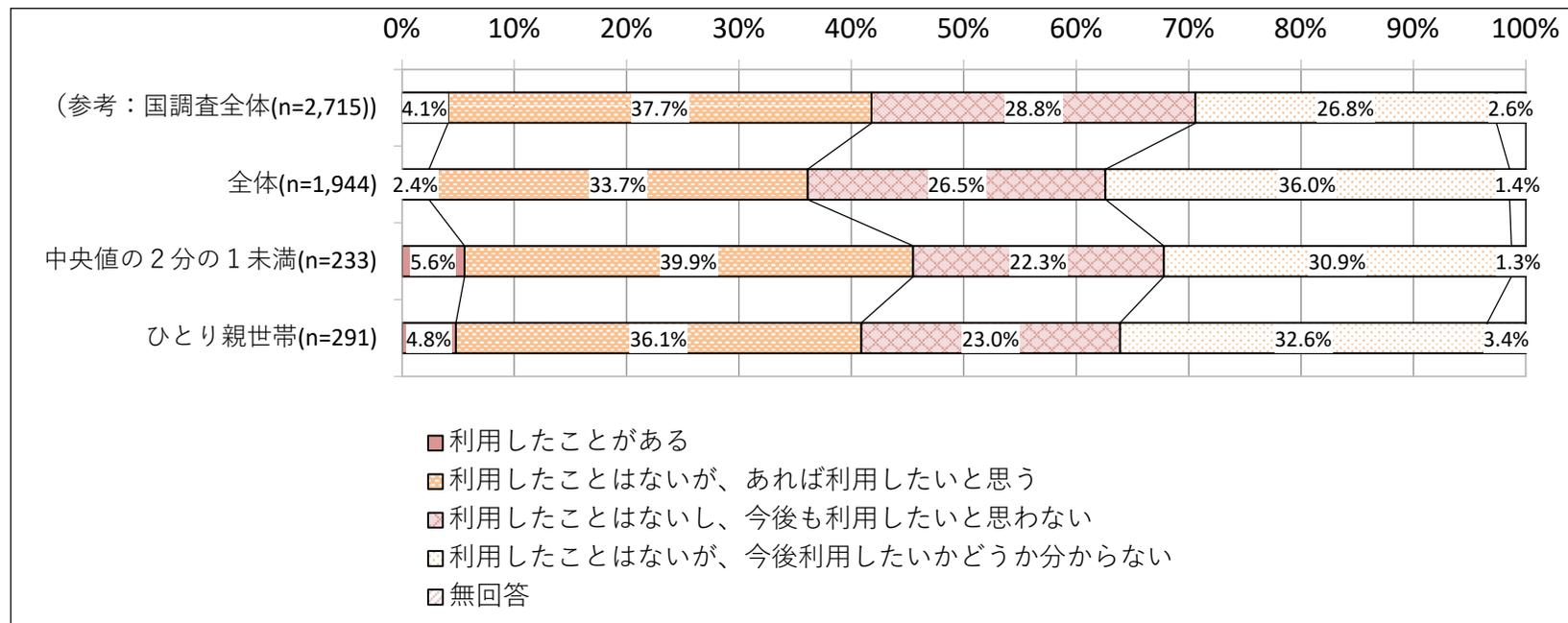
コロナ禍における子どもの貧困緊急実態調査結果について

福祉保健課

(9) 支援の利用状況②

「無料又は低額の学習支援」について、「利用したことがある」と回答した割合は、全体では2.4%、「中央値の2分の1未満」では5.6%、「ひとり親世帯」では4.8%であった。

また、「利用したことはないが、あれば利用したい」と回答した割合は、全体では33.7%、「中央値の2分の1未満」では39.9%、「ひとり親世帯」では36.1%であった。



4 その他報告事項

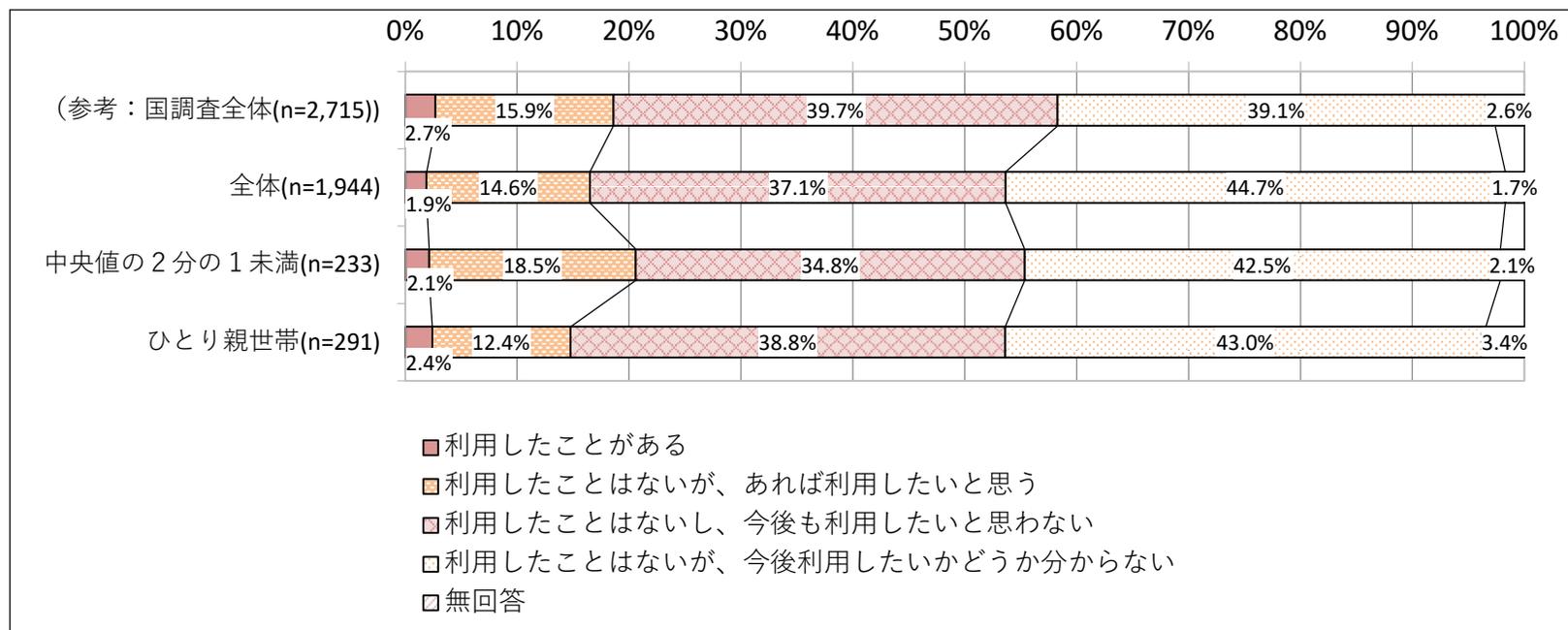
コロナ禍における子どもの貧困緊急実態調査結果について

福祉保健課

(10) 支援の利用状況③

「家や学校以外で何でも相談できる場所」について、「利用したことがある」と回答した割合は、全体では1.9%、「中央値の2分の1未満」では2.1%、「ひとり親世帯」では2.4%であった。

また、「利用したことはないが、あれば利用したい」と回答した割合は、全体では14.6%、「中央値の2分の1未満」では18.5%、「ひとり親世帯」では12.4%であった。



4 その他報告事項

コロナ禍における子どもの貧困緊急実態調査結果について

福祉保健課

(11) 支援制度の利用による変化

各種支援制度を利用したことがある場合の利用による変化の状況について、「友達が増えた」、「気軽に話せる大人が増えた」、「楽しみなことが増えた」項目で、「全体」より「中央値の2分の1未満」及び「ひとり親世帯」が高くなった。

また、「勉強がわかるようになった」、「勉強する時間が増えた」項目で「全体」より「中央値の2分の1未満」が高くなった。

